

令和 5 年 3 月 7 日
福祉環境委員会資料
健康福祉部地域福祉課

浜田市障がい者計画

令和 5 年（2023 年）3 月

島根県 浜田市

目 次

第1章 障がい者計画策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 対象とする障がい者	3
(1) 障がい者の概念	3
(2) 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
(1) 組織体制	4
(2) アンケート調査の実施	5
(3) 関係団体調査の実施	5
第2章 計画の基本的方向	6
1 障がいのある人等の状況	6
(1) 人口の推移	6
(2) 身体障がい	7
(3) 知的障がい	9
(4) 精神障がい	10
(5) 障がい支援区分認定者の状況	11
(6) 特別支援学級の就学者の状況	12
(7) 特別支援学校の就学者の状況	12
2 計画の基本的考え方	13
(1) 基本理念	13
(2) 本計画とSDGsとの関連	13
(3) 計画の基本的視点	14
第3章 施策の内容	15
施策体系図	15
1 差別解消及び権利擁護の推進	15
(1) 啓発・広報	16
(2) 権利擁護と虐待防止	19
(3) 福祉教育	22
2 地域における生活支援体制の充実	24
(1) 相談支援体制	24
(2) 地域生活	26
(3) 日中活動の場	29
(4) 保健・医療サービス	31
3 教育及び生涯学習の充実	33
(1) 療育支援	33

(2) 保育・教育.....	35
(3) 生涯学習.....	39
(4) 情報・コミュニケーション.....	41
4 障がいのある人の自立の支援.....	44
(1) 自立への支援.....	44
(2) 雇用・就労.....	46
5 安全・安心な福祉のまちづくりの実現.....	50
(1) 生活環境.....	50
(2) 防犯・防災体制.....	53
(3) 地域福祉.....	56
(4) 福祉サービス.....	58
第4章 計画の推進.....	60
1 計画の進捗管理.....	60
2 市民参画の推進.....	60
3 関係機関の連携.....	60
資料編.....	61
1 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例.....	61
2 策定経過.....	64
3 浜田市保健医療福祉協議会規則.....	65
4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿.....	66
5 障がい者福祉専門部会委員名簿.....	67

第 1 章 障がい者計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

浜田市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「浜田市障がい者計画」を改正・策定し、同年 3 月に制定、7 月に施行した「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができまちづくり条例」の理念の下で、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。また、令和 3 年（2021 年）3 月には、「浜田市障がい福祉計画（第 6 期）・浜田市障がい児福祉計画（第 2 期）」を策定し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づく障がい福祉サービス等の提供体制の確保や推進のための取組を進めてきました。

国においては、平成 19 年（2007 年）に日本が署名した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が大幅に改正され、障がい者の定義が見直されるとともに、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられ、共生社会の実現が理念として掲げられました。

以降、平成 23 年（2011 年）の「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）、平成 24 年（2012 年）の「障害者総合支援法」（「障害者自立支援法」の改正法）、平成 25 年（2013 年）の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の制定や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正など、障がいのある人の権利擁護、生活支援、差別解消、雇用等の幅広い分野での法整備が進み、平成 26 年（2014 年）1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、同年 2 月から発効となりました。

近年も、目まぐるしい変化を遂げる社会と、障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応し、障がいのある人の生活がより豊かなものとなるよう支援するため、各種法律が制定され、様々な施策が推進されています。

このような国の障がい者施策の改正に対応するとともに、これまでの取組の成果と課題や市民ニーズ等を踏まえて、令和 5 年度（2023 年度）からの新たな「浜田市障がい者計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

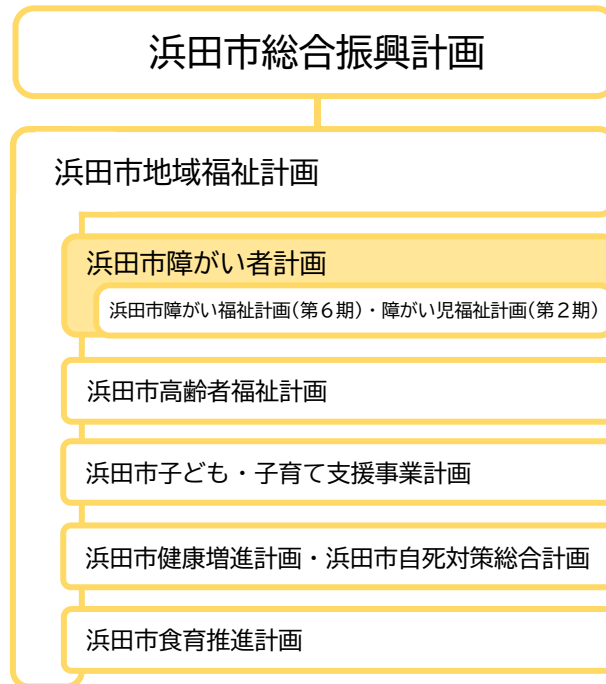
浜田市における「障害」表記の取扱いについて

- 原則として「障がい」とひらがな表記にしています。
なお、法令及び団体施設等の固有名詞等については、「障害」と表記しています。
- 平成 23 年（2011 年）4 月 1 日以降浜田市が作成する公文書を対象としており、本計画についても上記の取扱いにより表記しています。

2 計画の位置付け

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」です。市における障がいのある人のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、「浜田市総合振興計画」の障がい福祉に関する具体的な部門別計画として位置付け、「浜田市地域福祉計画」等の各種計画との整合性を図りながら、策定しています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度（2023 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 5 年間とします。

なお、関連制度、法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和 3 年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023年度)	令和 6 年度 (2024年度)	令和 7 年度 (2025年度)	令和 8 年度 (2026年度)	令和 9 年度 (2027年度)	令和 10 年度 (2028年度)
障がい者計画	前期計画		障がい者計画					次期計画
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	障がい福祉計画（第 6 期） 障がい児福祉計画（第 2 期）		次期計画					

4 対象とする障がい者

(1) 障がい者の概念

本計画における「障がい者」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」（「障害者基本法」第2条）を総称することとし、本計画では原則として「障がいのある人」と表記します。

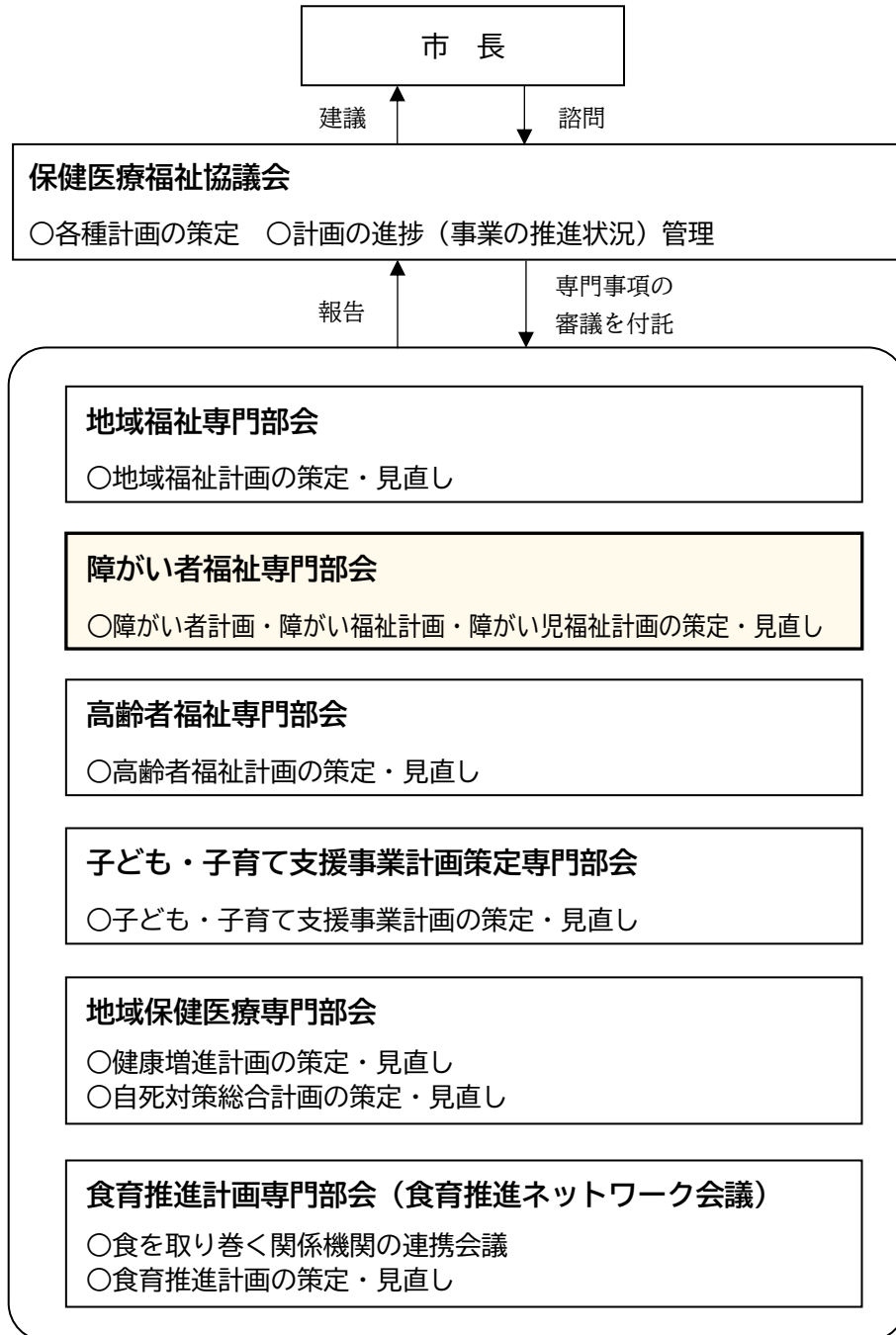
(2) 計画の対象

計画に基づき推進する各施策の対象は、上記「(1) 障がい者の概念」で定義する障がいのある人及びその家族とします。また、「障害者総合支援法」等の関連法を踏まえながら、高次脳機能障がいのある人、難病患者も計画の対象とします。さらに、基本理念の実現のためには、すべての市民の理解と協力が求められることから、障がいの有無にかかわらず、全市民に向けた意識啓発を図るものとします。

5 計画の策定体制

(1) 組織体制

本市では、以下の組織体制で浜田市地域福祉計画を策定することとしており、本計画は障がい者福祉専門部会及び浜田圏域自立支援協議会において審議を行いました。



(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい福祉施策をより一層進めていくため、障がいのある人の生活状況や障がい福祉に関する市民の皆様の幅広いお考えをお尋ねし、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを進めるための基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	● 令和3年(2021年)11月1日現在、市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方
調査数	● 身体・知的障がいのある人 1,800件 ● 精神障がいのある人 200件
調査方法	● 郵送による配布回収
調査期間	● 令和3年(2021年)11月26日~12月23日
回収結果	● 身体・知的障がいのある人 52.3% ● 精神障がいのある人 42.0%

(3) 関係団体調査の実施

障がいのある人の支援をしている障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等の各種関係機関から、障がいのある人のサービス利用状況や生活実態等の課題を把握する目的で関係団体調査を実施しました。

調査対象	● 障がい福祉サービス事業所をはじめ、障がいのある人を支援している関係機関等
調査方法	● 市内サービス提供事業所等への電子メールによる調査票の配付回収(一部紙での回収有)
調査期間	● 令和4年(2022年)6月16日~7月8日
調査数・回収結果	● 配布数 67件 ● 回収数(回収率) 41件(61.2%)

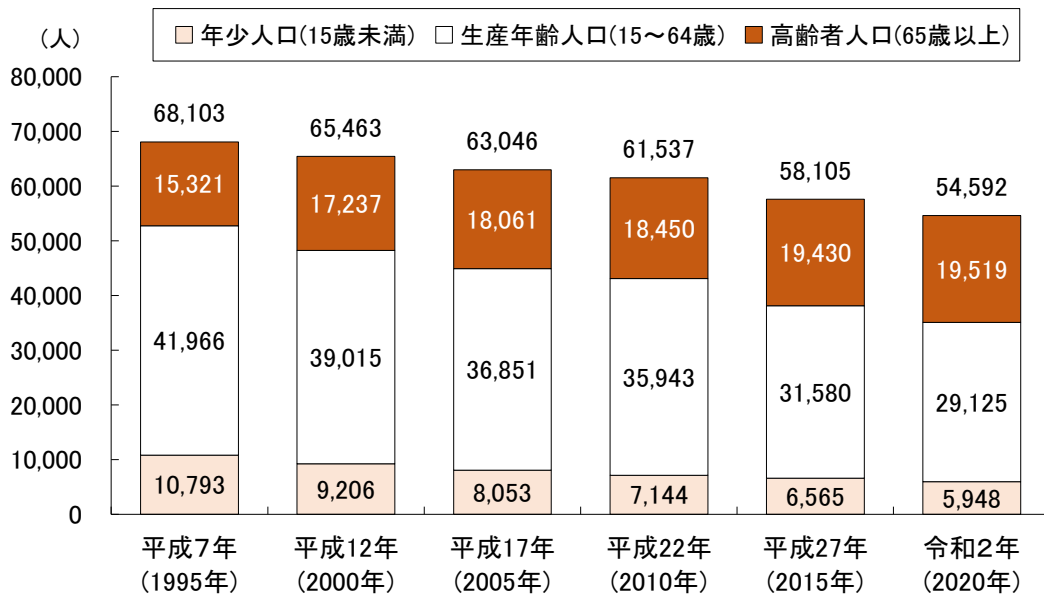
第2章 計画の基本的方向

1 障がいのある人等の状況

(1) 人口の推移

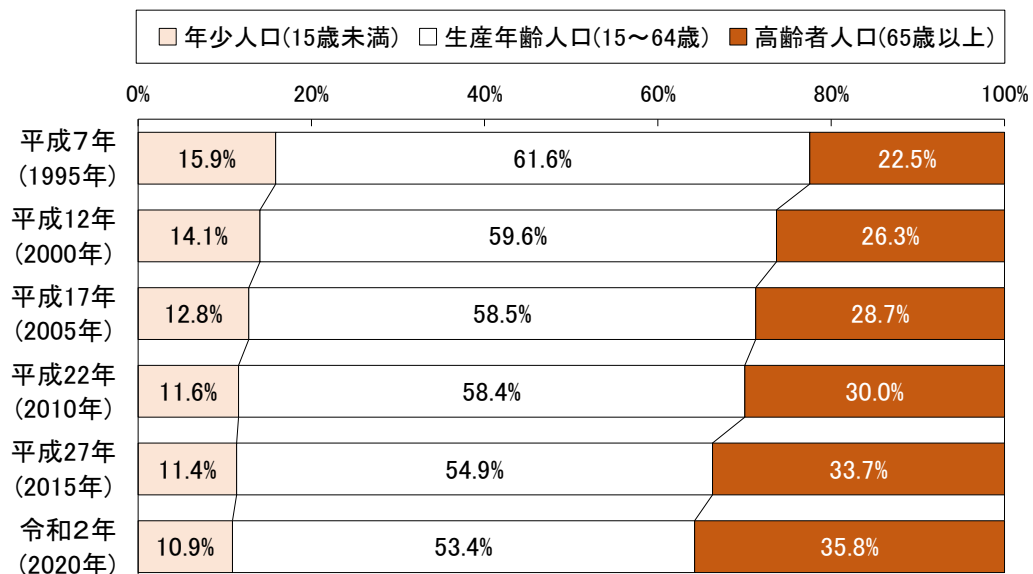
総人口は平成7年（1995年）以降、年々減少しています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口の推移



資料：国勢調査
※総人口は年齢不詳を含む

■年齢3区分別比率の推移



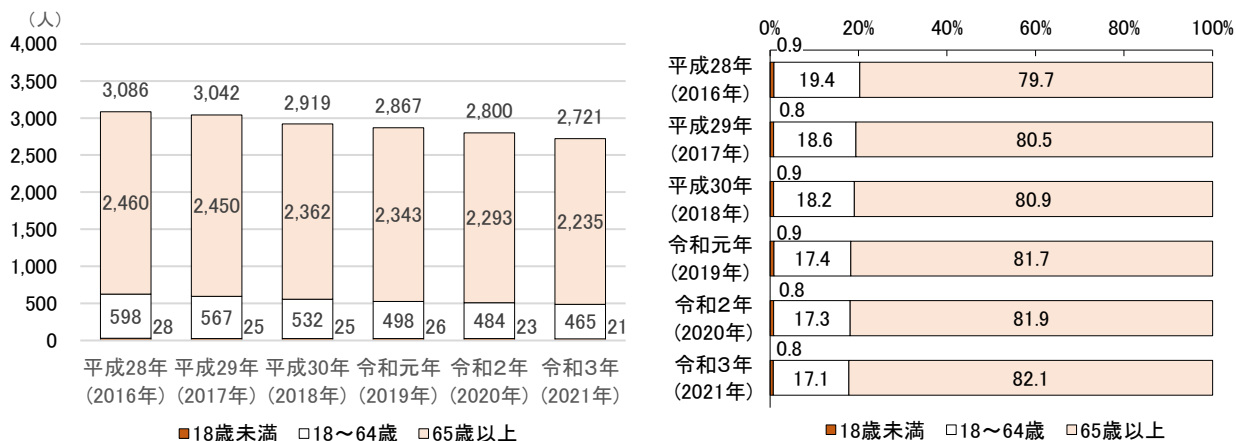
資料：国勢調査

(2) 身体障がい

①身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。構成比をみると、65歳以上所持者の割合は年々上昇し、令和3年（2021年）は82.1%となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

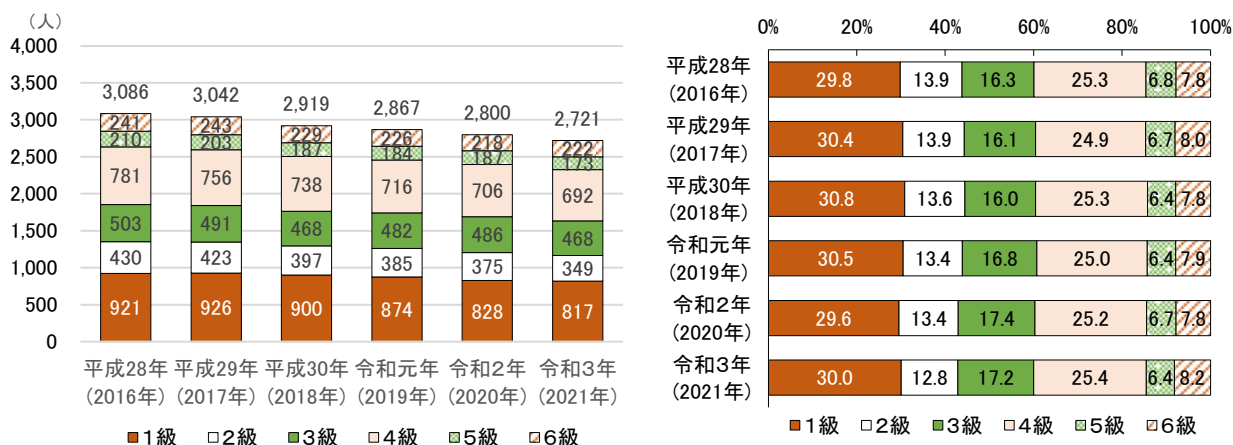


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②身体障害者手帳所持者数の等級別推移

等級別推移でもすべての等級で減少傾向がみられます。令和3年（2021年）の構成比をみると、1・2級を合わせた重度の割合が42.8%となっています。

■身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）

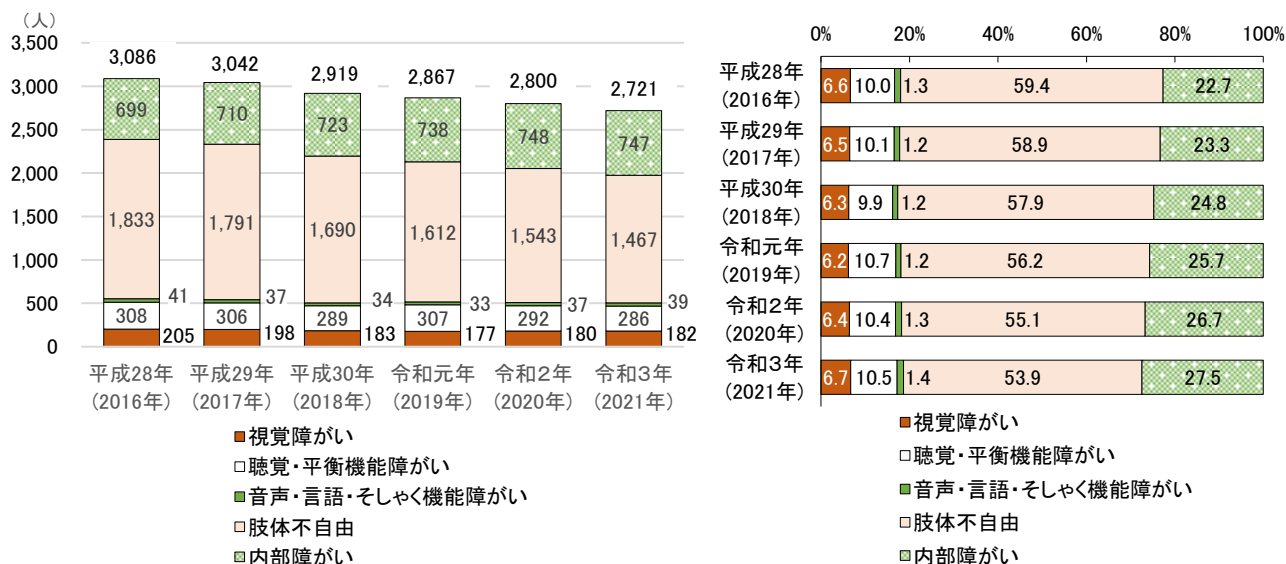


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

③身体障害者手帳所持者数の種類別推移

内部障がいが増加傾向、音声・言語・そしゃく機能障がいは横ばい、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由は減少傾向となっています。構成比をみると、肢体不自由の割合は低下しつつも令和3年(2021年)が53.9%と過半数を占めています。次いで、内部障がいの割合は27.5%となっており、年々上昇しています。

■障がいの種類別人数及び構成比の推移



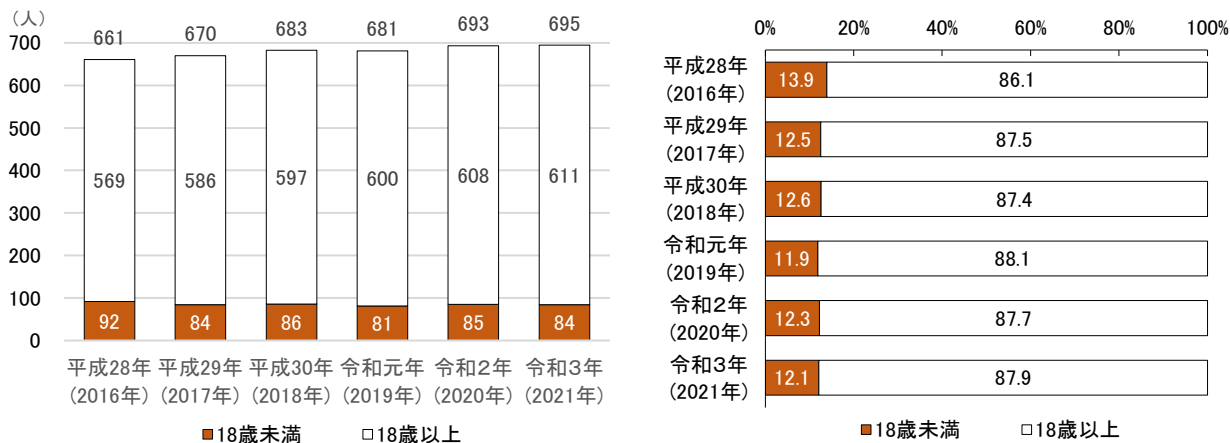
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(3) 知的障がい

①療育手帳所持者数の年齢別推移

療育手帳所持者数は増加で推移しています。構成比をみると、18歳以上所持者の割合が年々上昇し、令和3年（2021年）は87.9%となっています。

■療育手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

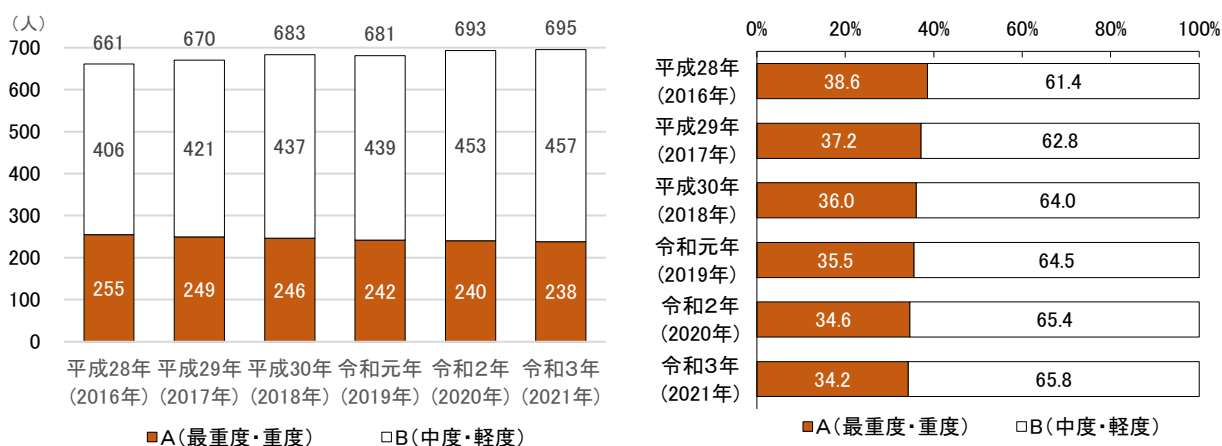


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②療育手帳所持者数の障がいの程度別推移

B（中度・軽度）は増加傾向にある一方、A（最重度・重度）は減少傾向にあります。構成比をみると、B（中度・軽度）の割合は上昇しており、令和3年（2021年）では65.8%となっています。

■療育手帳所持者数及び構成比の推移（障がいの程度別）



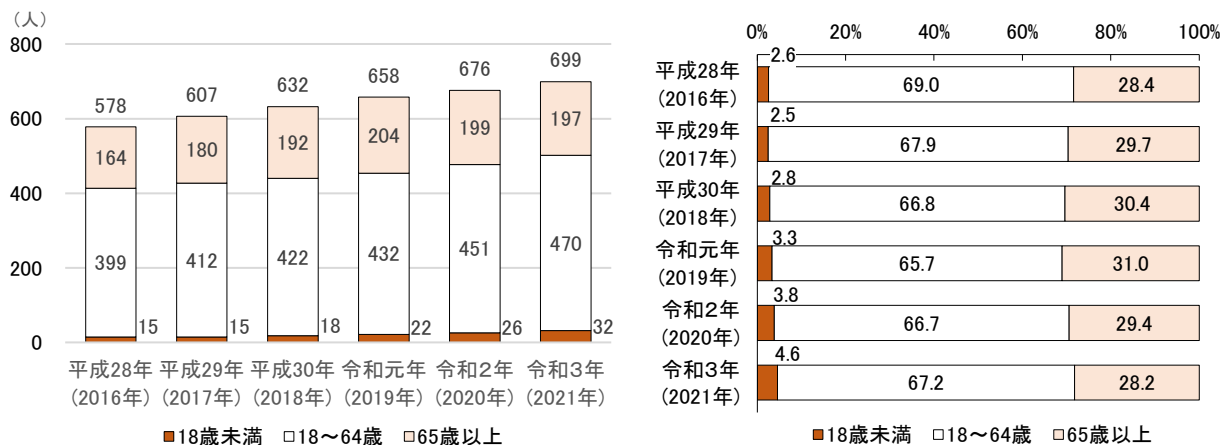
資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(4) 精神障がい

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、身体障害者手帳・療育手帳と比べても大きく増加しています。構成比をみると、18歳未満所持者の割合が増加傾向にあり、令和3年（2021年）は4.6%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移（年齢別）

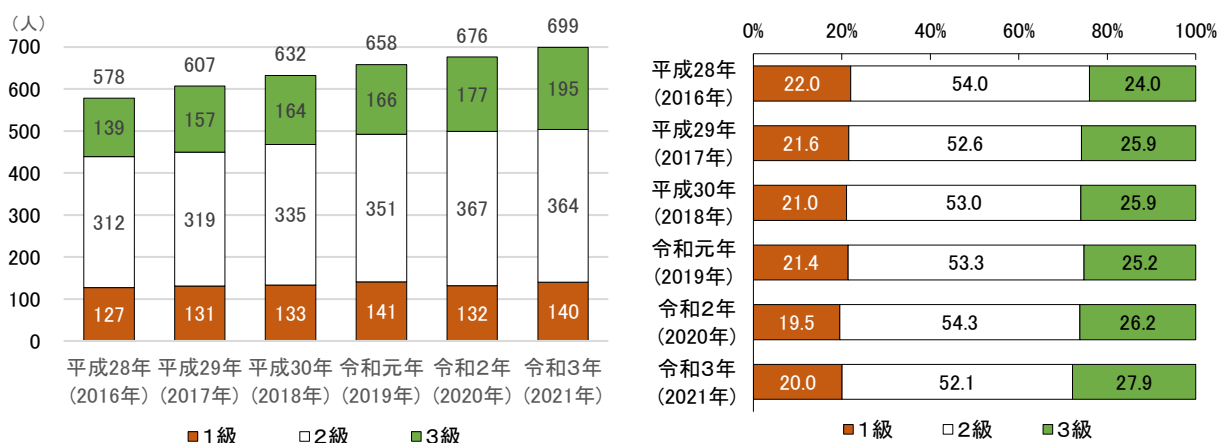


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

②精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

いずれの等級も増加傾向にあります。構成比をみると、令和3年（2021年）では2級が52.1%と最も高く、次いで3級が27.9%、1級が20.0%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び構成比の推移（等級別）

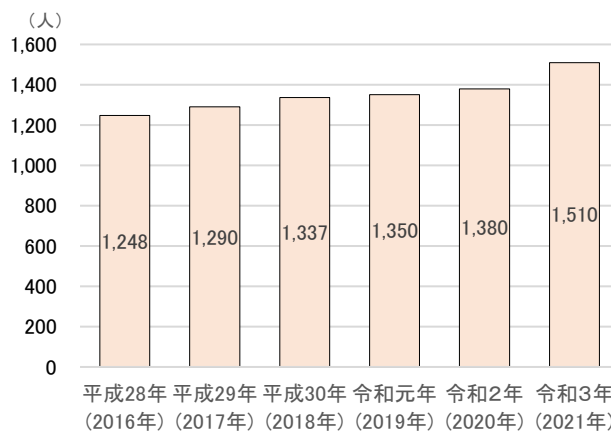


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

③自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数も年々増加し、令和3年（2021年）では1,510人となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移

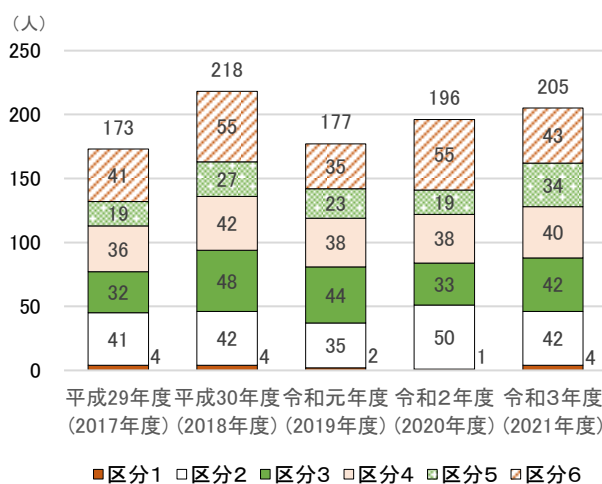


資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

（5）障がい支援区分認定者の状況

障がい支援区分認定者は、増減を繰り返しており、令和3年度（2021年度）では205人となっています。区分別でみると「区分6」が43人で最も多く、次いで「区分2」、「区分3」が共に42人、「区分4」が40人となっています。

■障がい支援区分認定者数の推移



資料：島根県立心と体の相談センター業務概要（各年3月末現在）

(6) 特別支援学級の就学者の状況

特別支援学級の就学者について、小学校では年々増加傾向で推移しており、令和4年度(2022年度)では117人となっています。中学校でも増加傾向で推移しており、令和4年度(2022年度)では51人となっています。

■特別支援学級の就学者数の推移

		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学校	児童数(人)	73	87	86	94	107	117
	学級数	27	28	27	30	29	32
	学校数	13	14	15	16	14	14
中学校	生徒数(人)	28	30	35	42	47	51
	学級数	13	14	15	16	17	18
	学校数	8	8	9	9	8	9
合計	児童・生徒数(人)	101	117	121	136	154	168
	学級数	40	42	42	46	46	50
	学校数	21	22	24	25	22	23

資料：浜田市教育委員会（各年5月1日現在）

(7) 特別支援学校の就学者の状況

特別支援学校の就学者について、島根県立浜田養護学校では概ね増加傾向で推移しており、令和4年度(2022年度)では105人となっています。島根県立浜田ろう学校では減少傾向で推移しており、令和4年度(2022年度)では6人となっています。

■島根県立浜田養護学校就学者の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学部児童数	6	11	16	19	20	25
中学部生徒数	25	24	22	22	23	25
高等部生徒数	52	58	64	63	56	55
合計	83	93	102	104	99	105

資料：島根県立浜田養護学校（各年5月1日現在）

■島根県立浜田ろう学校就学者の推移

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
小学部児童数	6	5	4	4	2	1
中学部生徒数	1	2	1	2	3	4
高等部生徒数	2	1	2	1	2	1
合計	9	8	7	7	7	6

資料：島根県立浜田ろう学校（各年5月1日現在）

2 計画の基本的考え方

(1) 基本理念

本市では、障がい者施策において重要な理念となる「ノーマライゼーション¹」と「リハビリテーション²」の考え方のもと、障がい者計画に基づき、障がいのある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉及び教育、就労、生活環境等の各種施策の充実に取り組んできました。

平成30年(2018年)7月には、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることが出来るまちづくり条例」を施行し、社会的障壁の除去を推進するとともに、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るすべてのライフステージにおいて必要な支援を受けながら、その持てる力を最大限に活かし、共に安心して暮らすことのできるまちを目指して、共生社会の実現に向けた取組を推進しています。

しかしながら、依然として障がいのある人が、周囲の理解不足、誤解、偏見などによって不利益な扱いを受けたり、障がいに対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じたりする様子が見受けられます。

そのため、本計画では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちを目指し、前回策定した計画から引き続いて、以下の基本理念を掲げます。

(基本理念)

一人ひとりがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち

(2) 本計画とSDGsとの関連

SDGsは、Sustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された2030年(令和12年)を期限とする17のゴール(目標)と169のターゲット(目標のために実現させること、取組)、232の指標から構成されるものです。

本計画においても、各基本目標に関連するSDGsのアイコンを明示することで、計画の内容がSDGsのどの分野に該当するのかが分かりやすくなるよう配慮しました。



¹ ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

² リハビリテーション：障がいのある人の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、障がいのある人の自立と参加を目的としたノーマライゼーションを目指す理念。

(3) 計画の基本的視点

「一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち」の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

①障がいのある人への差別の解消の推進

「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての人がその人らしく豊かに生きることができるよう、また、障がいのある人に対する偏見や不当な差別的取扱いといった社会的障壁が取り除かれるよう、相互理解と合理的配慮の推進に取り組みます。

②障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の主体的な選択や決定を尊重し、障がいのある人が地域社会の一員として、それぞれの能力を發揮し、自立した社会生活を送ることができるように意思決定を支援します。

③障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進

障がいのある人一人ひとりが能力を最大限に發揮でき、あらゆる分野の活動に参加する機会を確保するとともに、乳幼児期から障がいの早期発見・早期療育、教育、就労へと、ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

④誰もが住みよいバリアフリーの社会づくり

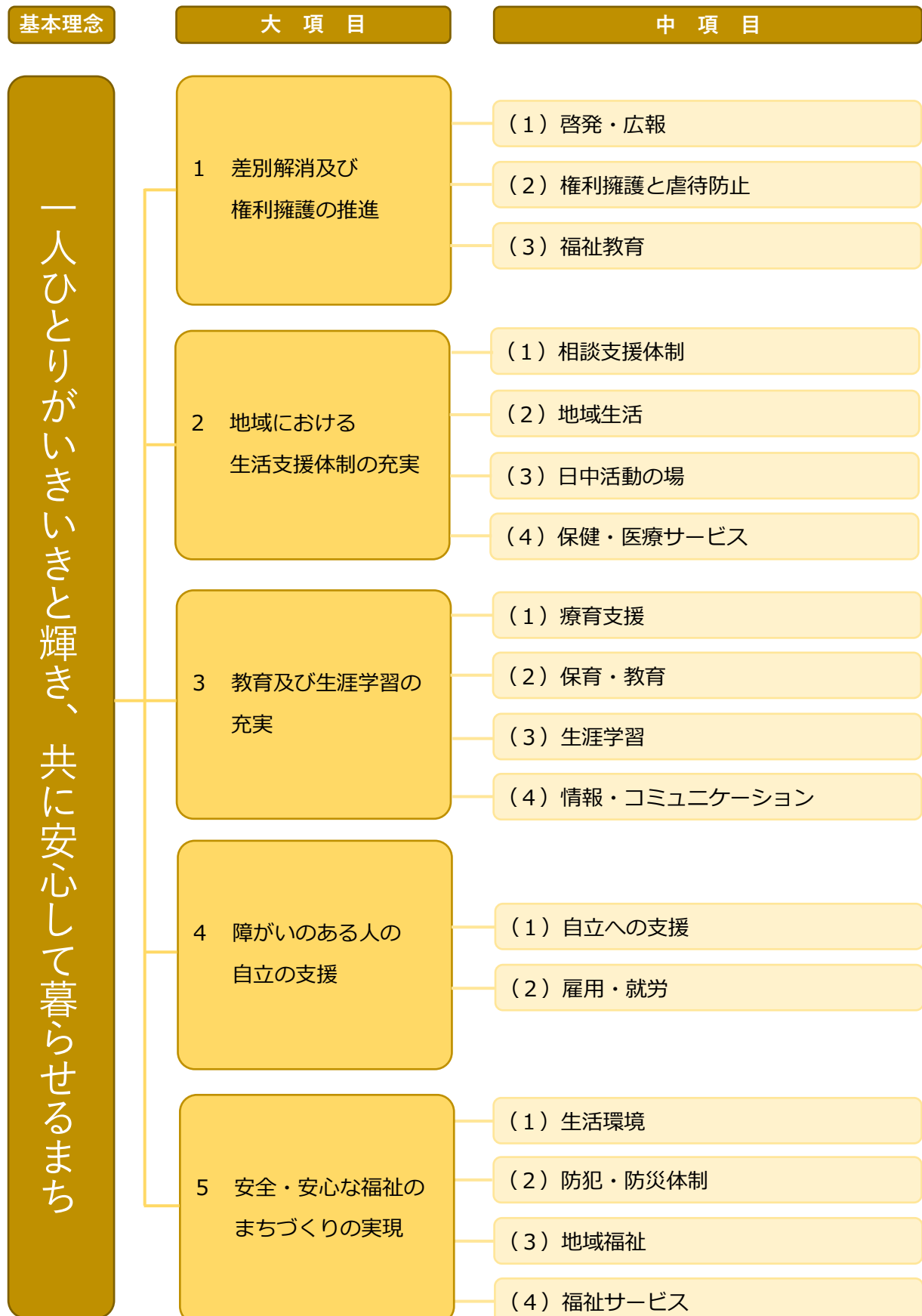
生活の中にある、地域における市民一人ひとりの「心のバリア」、住まいや移動等の「環境のバリア」、「情報のバリア」等、障がいのある人を取り巻くあらゆる「バリア(障壁)」を解消し、障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

⑤住民が参加する地域福祉の推進

地域の住民が、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成するため、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して、住民と共に地域福祉を推進します。

第 3 章 施策の内容

施策体系図



1 差別解消及び権利擁護の推進

【関連する SDGs の開発目標】

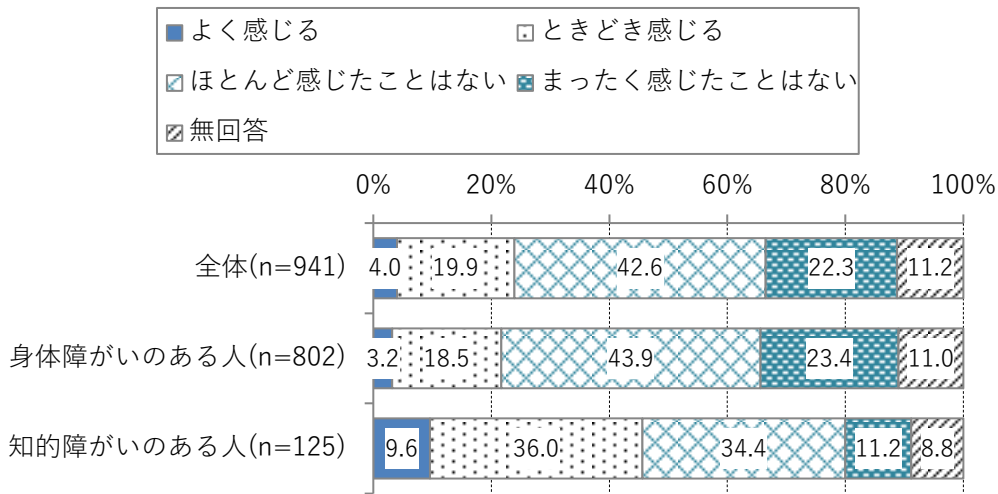


(1) 啓発・広報

現状と課題

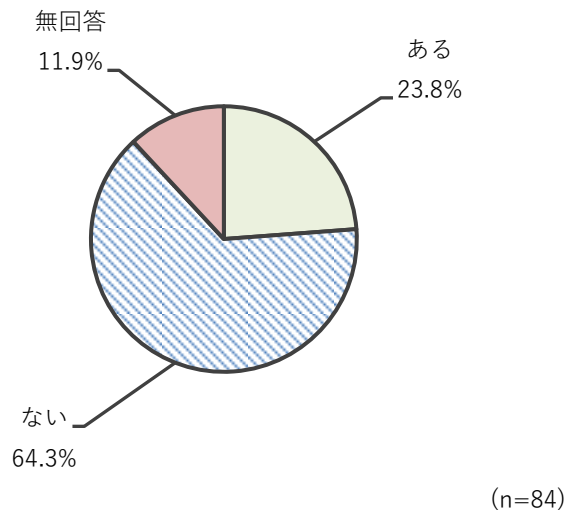
- 「一人ひとりがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち」を実現するためには、障がい及び障がいのある人に対する市民一人ひとりの理解を深め、「心のバリア」を取り除くことが重要です。
- 平成 28 年（2016 年）4 月に施行された「障害者差別解消法」を受け、本市では、平成 30 年（2018 年）3 月に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、同年 7 月から施行しました。同条例に基づき、「浜田市障がい者差別解消推進委員会」を設置して、講演会の開催など障がいを理由とした差別の解消を推進するための取組を実施しています。しかしながら、アンケート調査では、同条例について「名前も内容も知らない」と回答した割合が最も高く、障がい当事者にも認知が進んでいないという現状があります。
- アンケート調査では、身体障がいのある人の 21.7%、知的障がいのある人の 45.6% が日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がある、精神障がいのある人の 23.8% が差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあると回答しています。また、差別や偏見、疎外感を感じる場面は多くは、普段の人間関係や街角での人の視線といった日常生活の中にあることが示されており、障がいのある人に対する理解や配慮は十分ではないことが分かります。そのため、市民の障がいへの理解を深めるための広報活動等の充実や、障がいのある人と自然な交流ができる機会の設定などの取組を進めていく必要があります。

■日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがあるか
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■障がいのため差別や、いやな思いをした経験があるか（精神障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■どのようなときに差別や偏見、疎外感を感じたか（身体・知的障がいのある人）

(%)	仕事や収入	教育の場	人間関係	冠婚葬祭	スポーツ・趣味の活動	地区の行事・集まり	街角での人の視線	店などでの対応・態度	市役所職員の対応・態度	交通機関の利用	その他	無回答
全体(n=225)	17.8	4.9	43.1	8.0	7.1	22.2	29.8	20.0	8.9	15.6	3.6	4.4
身体障がいのある人(n=174)	15.5	2.3	43.1	8.0	6.3	22.4	29.3	17.2	8.0	15.5	4.6	4.6
知的障がいのある人(n=57)	22.8	14.0	43.9	8.8	12.3	21.1	43.9	29.8	10.5	15.8	0.0	3.5

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい者差別解消の推進

市民や事業者へ、「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」の周知を図るとともに、講演会の開催等を通じて、障がい及び障がいのある人への理解が深まるように啓発します。

また、令和3年5月の「障害者差別解消法」の一部改正により、これまでは努力義務とされていた事業者における合理的配慮の提供について、行政機関等と同様に、法的義務となりました。改正法は、公布日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において施行されますので、事業者へ周知を図り、理解促進に努めます。

② 人権尊重意識の啓発

市民の障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の醸成を図るため、「広報はまだ」や市ホームページを積極的に活用し、障がいをテーマにした人権講演会等の開催を支援します。また、引き続き、学校、家庭、地域、事業所及び関係機関との連携を深め、障がいのある人もない人も参加して交流を深める行事の開催を支援するなど、人権教育・啓発の推進に努めます。

③ 「障害者週間」等を中心とした啓発・広報

「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日～4月8日）の周知を図るとともに、障がいへの理解を深める行事の開催を支援します。

④ 様々な障がいに対する理解の促進

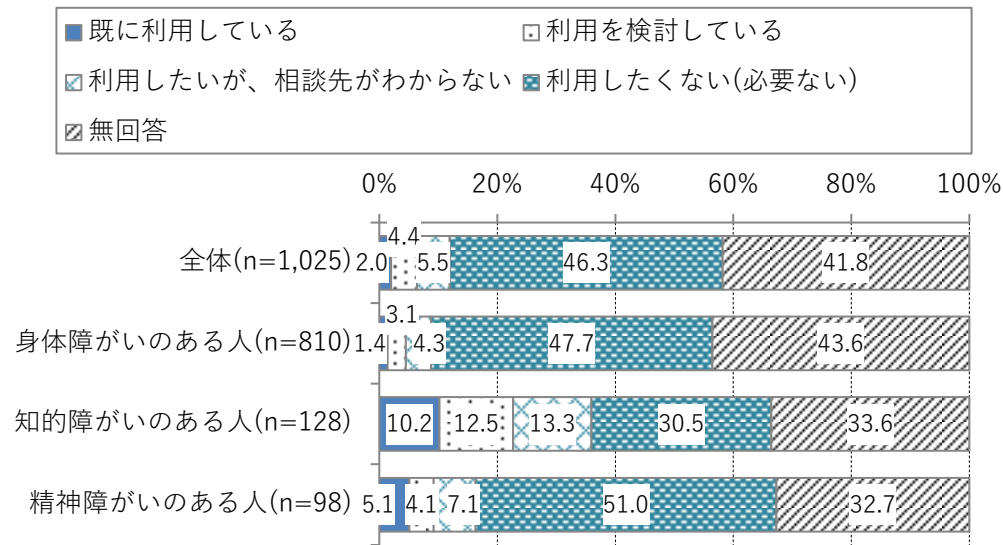
音声・言語機能障がいや、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（AD/HD）、自閉症スペクトラム障がい（ASD）等の発達障がいなど、市民の理解が進んでいない障がいについて、周知・啓発に努めます。また、障がいのある人の理解を促進する「あいサポート」運動について、あいサポートメッセージ及びあいサポーターの増加を目指して、より一層取組を推進します。

(2) 権利擁護と虐待防止

現状と課題

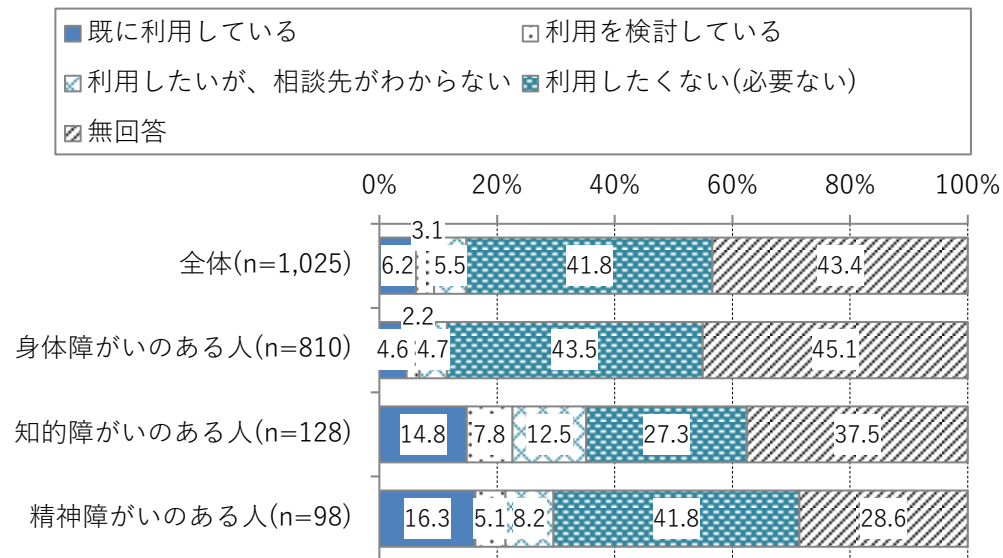
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がいのある人とその家族の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた取組が必要で、その一つとして権利擁護の施策を推進していくことが求められています。
- 権利擁護サービスの制度として、判断能力が低下した人の財産管理や契約等の支援を行う「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」があります。アンケート調査によると、制度を「既に利用している」と回答した人は成年後見制度で2.0%、日常生活自立支援事業で6.2%にとどまりますが、「利用を検討している」又は「利用したいが、相談先がわからない」といった制度の利用意向がある人の割合は「成年後見制度」で9.9%、「日常生活自立支援事業」で8.6%となっています。また、障がい種別に見ると、特に知的障がいのある人の利用意向の割合が高くなっています。制度そのものの認知度を高めるとともに、制度利用のための手続き方法を周知し、利用を促進する必要があります。
- 障がいのある人への虐待を禁じる「障害者虐待防止法」が、平成24年(2012年)10月に施行されたことを受け、本市でも浜田市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待に関する相談等に応じていますが、令和3年度(2021年度)には障がいのある人に対する虐待の相談が3件あり、虐待の根絶には至っていません。また、浜田圏域自立支援協議会や島根県障がい者権利擁護センター、障がい者虐待対応専門チーム等と連携を図りながら、虐待防止、早期介入の体制を整えています。今後も引き続き、虐待防止のための取組を進めていく必要があります。

■成年後見制度の利用意向



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■日常生活自立支援事業の利用意向



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 権利擁護の推進

障がいのある人の基本的人権が尊重され、障がいのある人が自らの意思決定に基づいて生活を送ることができるよう、権利擁護の取組を推進します。取組の一環として、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発に努め、相談支援事業所やサービス提供事業所職員のスキルアップを図りながら、制度利用を促進します。さらに、判断能力の低下や身寄りがないなどの理由から成年後見制度を利用することが難しい障がいのある人に対して、市長申し立て等の制度利用支援を行い、権利擁護を推進します。

② 障がいのある人への虐待の防止

浜田圏域自立支援協議会を活用し、関係団体や専門機関との連携を強化し、障がいのある人に対する虐待を未然に防ぐとともに、虐待が発生した場合に対応するため、虐待対応専門チームを中心に迅速かつ適切な対応、養護者への支援を行う体制の構築を図ります。

また、市民の虐待に対する認識を深め、人権意識の高揚を図るよう関係機関とも連携して広報・啓発を行います。

③ 浜田圏域自立支援協議会における対応

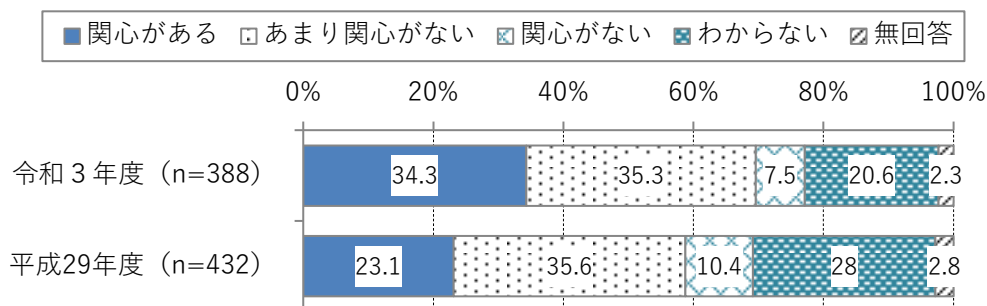
相談支援事業所の運営評価や困難事例への対応のあり方の協議等を行う浜田圏域自立支援協議会を通じて、各相談支援事業所の相談援助に関するスキルに格差が生じないように、相談支援体制の強化を推進します。さらに地域の実情に応じ、障がい児・者及び保護者・介護者などの必要な支援を中立・公平な立場で提供するため、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者のネットワークの強化を推進します。

(3) 福祉教育

現状と課題

- 障がいのある人もない人も共にお互いに支え合い、自分らしく生きていくことができる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、福祉や人権に対して当事者として関心を持ち、理解を深めることが必要です。そのためには、学校教育だけでなく、生涯を通じて福祉教育を推進する必要があります。
- 本市では、小学校・中学校における授業や、特別支援学校や障がい者施設等との交流を通じて、福祉や人権について学ぶ機会を設けています。そうした地道な取組の成果もあり、中学生を対象としたアンケート調査から、地域福祉に対する関心度が高まっていることが見て取れます。今後も、子どもの頃から障がいや障がいのある人について学ぶ機会を提供し、関心や知識を育てていけるよう取り組んでいく必要があります。
- 地域住民に対しては、まちづくりセンター等で開催する講座や人権学習、イベント等を通じて、福祉や人権について学ぶ機会を提供していますが、アンケート調査で差別や偏見等を感じると回答している障がいのある人の割合も依然として高いことから、地域住民への理解促進を図るための福祉教育を引き続き進めていく必要があります。

■地域福祉に対する関心度



地域福祉計画中学生対象アンケート結果（令和3年度（2021年度）、平成29年度（2017年度））

施策の方向

① 学校における福祉教育の推進

小学校・中学校において、福祉に対する理解を深めるための各種福祉体験活動の実施を、教育委員会や社会福祉協議会と連携して推進します。

② 交流教育の推進

障がいのある子どもとない子どもの交流を積極的に進めていくとともに、市内の小学校・中学校と特別支援学校や障がい者施設等との交流を推進します。

③ 福祉教育の機会の充実

まちづくりセンター等で実施している生涯学習事業の一環として、障がい及び障がいのある人への理解を深めるための講座やイベント等の開催を支援し、市民を対象とした福祉教育の機会の充実に努めます。

④ 地域と事業所の交流の場の確保

市民の障がい及び障がいのある人への理解を深めるため、行事やイベント等を活用して、障がい福祉サービス事業所と地域住民との交流が持てる機会の増加を促進します。

2 地域における生活支援体制の充実

【関連する SDGs の開発目標】



(1) 相談支援体制

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいのある人やその家族の生活実態やニーズに応じたきめ細かな相談支援体制の構築が必要となります。
- 本市では、地域の身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による相談支援を行っています。また、浜田圏域の相談支援事業所へ一般相談を委託しており、困難ケースの対応については浜田圏域自立支援協議会で個別検討し、情報の共有を図っています。
- これまで圏域での設置となっていた基幹相談支援センターを、令和3年（2021年）4月に「浜田市基幹相談支援センター」として市単独で設置しました。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人等の相談支援や相談支援事業所間の連携支援などの業務を行っています。
- アンケート調査によると、障がいのある人の69.6%は何らかの困りごとや不安を抱えながら生活していることが分かります。困りごとや不安の内訳を見ると、自身や介護者の健康への不安、交通機関の利用の不便さが上位になっていますが、他にも、収入面や就労、将来的な住まいの確保、人間関係や結婚など非常に多岐にわたる項目が挙がっています。また、アンケート調査の自由記述欄では、保健・医療・福祉サービス、保育や教育、仕事、公共交通機関・住環境等について、様々な悩みごとや困りごとについてのご意見がありました。
- 関係団体調査では、「事業所における相談支援専門員が不足している」という意見が多数あり、マンパワーの不足が大きな課題となっています。今後は、相談支援専門員の人数を確保するとともに、個々の状況に応じた適切な助言、情報提供が可能となるよう各種相談員の資質の向上が求められています。

施策の方向

① 相談支援の充実

福祉担当課において情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、相談窓口の周知を図るため、各種団体のパンフレット等を活用します。また、相談支援事業所と連携し、福祉サービスの利用支援や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実に努めます。

発達障がいのある人については、島根県西部発達障害者支援センターウィンドと連携し、支援体制の充実に努めます。

相談支援専門員の養成については、島根県が実施主体となっており、県と連携を図りながら相談支援専門員の数や質の確保に努めていきます。

② 地域における相談活動の推進

身近な相談相手として、民生児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の周知に努めます。また、相談員等に対して、個人情報の保護に留意しながら、必要な情報提供等の支援を行って相談活動の充実に努めるとともに、民生児童委員に対しては、基礎情報として担当地区の住民情報（氏名、住所等の5項目）を提供し、地域の支え合いのさらなる促進を図ります。

また、地域における相談活動の充実に努めるため、専門機関との連携を強化するとともに、研修への参加を促進し、相談員等の資質の向上を図ります。

③ 基幹相談支援センターの周知及び機能強化

障がいのある人やそのご家族をはじめとするすべての市民に、「浜田市基幹相談支援センター」の周知を図るとともに、相談支援事業所や各種関係機関との連携を密にし、機能の強化を図ります。

④ 浜田圏域自立支援協議会の運営の充実

浜田圏域自立支援協議会の運営の充実に努め、事業所や県関係機関などと連携して、障がいのある人を支援する上での課題の解決や支援の方策について検討できるようにします。また、各事業所間の情報交換を密にし、課題の共有だけでなく、それぞれの長所を活かした総合的な障がい者支援につながる仕組みづくりに努めます。

(2) 地域生活

現状と課題

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、必要なサービスを必要なだけ受けられるサービス提供体制を構築することが重要で、特に在宅生活を送る上で必要な居宅介護（ホームヘルプ）等の訪問系サービスの充実が求められています。しかしながら、地域においては事業所数や従事者数に限りがあり、重度障がいのある人に対応できるサービス提供事業所も少なく、障がいのある人の地域生活への移行を進めるに当たって課題となっています。
- 国は、障がいのある人の生活の場について、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することを基本方針としています。本市でも、グループホームの整備が進み、グループホームや公営住宅で自立した生活を送る障がいのある人が増加しています。
- 精神障がいのある人の地域生活への移行については、自立した生活を送れるようになるまで長い期間が必要であり、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。本市でも、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいます。
- アンケート調査では、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居を希望する人は多く、介護者の高齢化、「親亡き後」の生活も見据えて、今後とも継続して計画的な整備が求められます。整備に当たっては、障がい特性への配慮も必要になってきています。
- 障がいのある人の地域生活がより豊かなものとなるためには、社会参加を促進することが重要です。障がいのある人が外出しやすくなるように、移動手段の確保や外出支援サービスの充実が必要とされています。
- 障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、地域生活支援拠点等の整備が進められています。本市では、既存の社会資源を活用して、浜田市基幹相談支援センターを中心に複数の事業者が連携して必要な機能を確保する面的整備型で整備を進めていますが、今後は機能の充実を図る必要があります。

施策の方向

① 訪問系サービスの充実

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」等の訪問系サービスを確保、充実させるため、事業者への情報提供や参入促進、ホームヘルパーに対して研修への参加を促進するなど、専門性の確保と質の向上を図ります。また、地域で生活する障がいのある人に対し、ニーズに応じて一貫したきめ細かなサービスの提供を図るため、相談支援事業所等、関係機関との連携を強化し、在宅生活の支援体制の確立に努めます。

さらに同行援護従事者、行動援護従事者の研修への参加促進を図り、障がいのある人の外出を支援する体制の充実に努めます。

② 外出支援の充実

タクシー等利用料金の助成や有料道路の通行料金割引など、移動・交通に係るサービスや各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。

③ 補装具、日常生活用具等の給付

障がいのある人の日常生活を容易にするための支援として、補装具や日常生活用具の給付に努めるとともに、ニーズを把握することで、対象種目等の充実に努めます。

④ 難病患者、高次脳機能障がいのある人の在宅生活支援の充実

難病患者等の在宅生活支援について、居宅介護サービスや日常生活用具の給付事業などの充実に努めます。また、患者や家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消に努めます。高次脳機能障がいについては、国や県の施策の動向を踏まえて、援助の方策と支援の充実に努めます。

⑤ 地域生活への移行支援

「地域移行支援」の支給等により、施設入所者や長期入院者等が、地域生活に円滑に移行できるよう支援します。さらに、「地域定着支援」や「自立生活援助」の支給等により、地域生活に移行し、地域生活を安定させるための必要な支援を継続的に行っていきます。

⑥ 生活の場の確保

事業者の参入促進等を行い、必要なグループホームの整備の支援に努めます。また、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を積極的に行うなど、日常生活に必要な適切な支援を行います。

⑦ 住宅入居支援の推進

公営住宅、民間賃貸住宅への入居の際に支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等を行い、地域生活の支援を行うとともに、民間の賃貸物件の登録や保証人に関する課題について関係機関と協議し、入居支援を推進します。

また、入居及び入居後に必要な支援を受けられるよう「島根県あんしん賃貸支援事業」や「浜田圏域住まいのサポートセンター」の周知を図ります。

⑧ 地域生活支援拠点等の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討し、面的な支援を行う体制の整備を推進します。

また、緊急時に支援が見込めない世帯において、事前に対象者の情報を把握・登録した上で、緊急事態があった場合に、浜田市基幹相談支援センターや相談支援事業所などが連携し、緊急一時的な宿泊の場を提供する浜田市安心生活支援事業を実施します。

(3) 日中活動の場

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が地域で生活していく上で、障がいのある人の生活を充実させ、介護者のレスパイト（休息）を確保するために、日中活動の場を確保することが重要です。特に、重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人の受入れ先の充実が必要となっています。また、医療的ケアを必要とする障がいのある人が、安心して地域生活を送ることができるよう医療的ケアに対応できる日中活動の場の整備も求められています。
- アンケート調査によると、継続又は新規で利用したい日中活動系サービスについて、「生活介護」と回答する人の割合が最も高く、特に知的障がいのある人の割合が22.7%と高くなっています。また、地域生活支援事業などのサービスについては、知的障がいのある人の14.1%が日中一時支援事業を、精神障がいのある人の12.2%が地域活動支援センターを継続又は新規で利用したいと回答しており、日中活動の場として必要とされていることが分かります。
- アンケート調査では、「生活介護」に次いで「短期入所」を継続又は新規で利用したいと回答する人の割合が高く、短期入所サービスに対して一定のニーズがありますが、短期入所サービスを提供する事業所が少なく、緊急時の利用に対応することが困難な状況となっています。

施策の方向

① 重度障がいのある人の日中活動事業所の整備促進

重症心身障がいや強度行動障がいなどを含めた重度障がいのある人が、主に利用する生活介護事業所について、関係機関や事業所と連携して受入れ先の充実に努めます。

医療的ケアを必要とする障がいのある人が、安心して日中活動を楽しめる環境のある通所施設を整備するための支援を図ります。

② 発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人の日中活動の場の整備促進

発達障がいのある人の日中活動については、関係機関と調整を図りながら、障がい特性に合った活動の場の確保と支援の充実に努めます。

高次脳機能障がいのある人の日中活動について、障がい特性に合った活動の場の確保を図るとともに、作業療法、言語療法といった個人のリハビリテーションプログラムに沿った個別支援の場の提供と支援の充実に努めます。

③ 短期入所サービス等の充実

障がいのある子どもや障がいのある人、その家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を行うとともに、重度障がいのある人などの短期入所の受入れ先の確保等に努めます。

また、介護者の負担を軽減するため、日中一時支援事業の充実に努めるとともに、情報提供を行うなどして事業者の参入促進を図ります。

④ 地域活動支援センターの充実

地域活動支援センターについては、障がいのある人の日中活動の支援を行うため、引き続き活動の支援を行い、充実に努めます。

(4) 保健・医療サービス

現状と課題

- 身体障がいのある人の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、アンケート調査でも、「骨・関節疾患」、「心臓疾患」、「その他の病気」、「脳血管疾患」の順になっています。先天的な障がいについても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。また、精神疾患についても、初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止も可能となります。このため、疾病等の早期発見・早期治療体制を充実させ、障がいの発生の予防又は軽減に取り組む必要があります。
- 本市では、乳幼児健診や、成人に対する生活習慣病予防に向けた各種健診、保健事業を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めていますが、受診勧奨等を推進し、早期治療につなげていく必要があります。
- 障がいのある人の体の負担を軽減して、自立を促進するためには、障がいに応じた適切な医療・医学的リハビリテーションが重要となるため、障がいのある人の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。
- 難病患者については、「障害者総合支援法」の対象となる特定疾病が拡大されたことにより、障がい福祉サービスを利用することが可能になっています。
- 精神保健に関しては、精神障がいに対する理解が十分とは言い難く、早期対応に結び付いていない現状があります。
- 障がいの悪化防止や改善、あるいは自立生活を促進し、障がいのある人の高齢化に伴う医療ニーズの高まりにも対応するため、保健・医療・福祉の連携を強化するとともに、障がいのある人が地域で安心して医療・医学的リハビリテーション等が受けられる体制を構築することが必要とされています。

施策の方向

① 疾病の早期発見・早期治療体制の充実

健康増進計画に基づき、市民一人ひとりの心と体の健康づくりを推進するとともに、疾病や障がいの発生の予防、早期発見・早期治療を図ります。また、疾病についての知識の普及啓発、健康診査の受診勧奨を推進し、その後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげていきます。

② 保健サービスの充実

障がいのある人の健康の保持増進を図るため、健康診査やがん検診、各種保健事業等に障がいのある人が参加しやすい体制づくりに努めます。また、団体や施設を通じて保健サービスの周知を行うなど、障がいのある人への情報提供に努めます。

③ 医療・医学的リハビリテーションの充実

浜田市医師会、浜田江津歯科医師会等と連携を図り、障がいのある人の性別、年齢、障がいの状態、生活実態等に応じたニーズを把握しながら、適切な医療・医学的リハビリテーションが受けられるように体制の整備に努めます。

④ 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、島根県・浜田保健所による難病対策を中心に、保健・医療・福祉が連携し、地域の難病対策の充実を図ります。

⑤ 精神保健福祉施策の推進

精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制と家族会等の活動の充実を図るとともに、精神科を有する病院との連携を強化し、精神疾患の早期発見・早期治療につなげ、円滑な社会復帰に向けた支援を推進します。

また、自死防止に向けて、心の健康づくりに関する広報活動による意識啓発や、職域・学校・地域における相談支援体制の整備を図り、相談支援体制の充実に向けた関係機関との連携を強化します。

浜田圏域自立支援協議会において、個別の課題や必要な支援策について協議、検討し、「精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

⑥ 医療費の給付・助成制度の実施

障がいのある人が安心して適切な医療を受けられるよう、自立支援医療や福祉医療の適正な運用による負担軽減に取り組みます。

3 教育及び生涯学習の充実

【関連する SDGs の開発目標】



(1) 療育支援

現状と課題

- 障がいのある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見・早期療育への取組が重要です。
- 本市では、母子保健として、妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、保育所等巡回等を実施しており、母子保健担当課と連携して、発達に心配がある子どもとその家族に対する支援を行い、関係機関との調整も行っています。
- 発達障がい等への理解が進み、健康診査や各種相談等を通じて、障がいの早期発見・早期療育につながっていますが、発達障がいのある子どもが増加するなかで、発達障がいに適切に対応できる医療機関が少ないことが課題となっています。また、進学等の際に、切れ目のない支援を受けることができるよう学校及び関係機関との連携強化が必要とされています。

施策の方向

① 早期発見と相談の充実

障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、発達障がいを含めた障がいのある子どもを早期発見するため、妊産婦・新生児訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、訪問指導等の母子保健事業、保育所・幼稚園等巡回訪問の充実を図ります。

また、島根県西部発達障害者支援センターウィンド、島根県立浜田養護学校、島根県立浜田ろう学校等との連携により、健診従事者が行う問診・指導の視点をそろえ、適切な発見、支援へとつなげていきます。

② 保護者に対する支援の充実

障がいのある子どもを持つ保護者に対しては、育児の不安の軽減、障がいへの理解を促進するために、相談支援の充実、関係機関との連携強化を図ります。また、就学等の節目の段階で関わりを持てるように、継続した支援を実施します。

③ 療育支援体制の充実

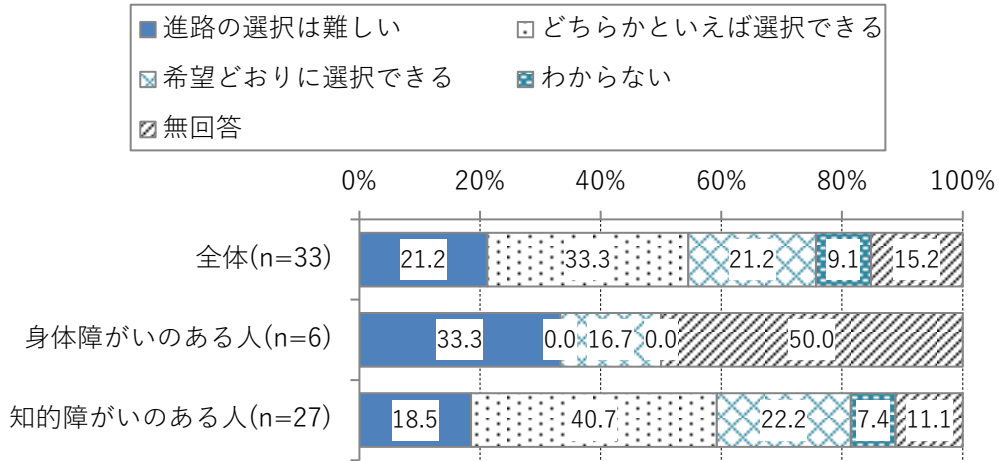
障がいのある子どもやその保護者が、身近な地域で専門的な相談ができるように、相談に対応する職員の知識の向上を図るなど、対応可能な体制づくりに努めます。また、健康診査や相談、訪問指導等から速やかに療育につなげることができるように、関係機関との連携による早期療育支援体制の充実を図ります。

(2) 保育・教育

現状と課題

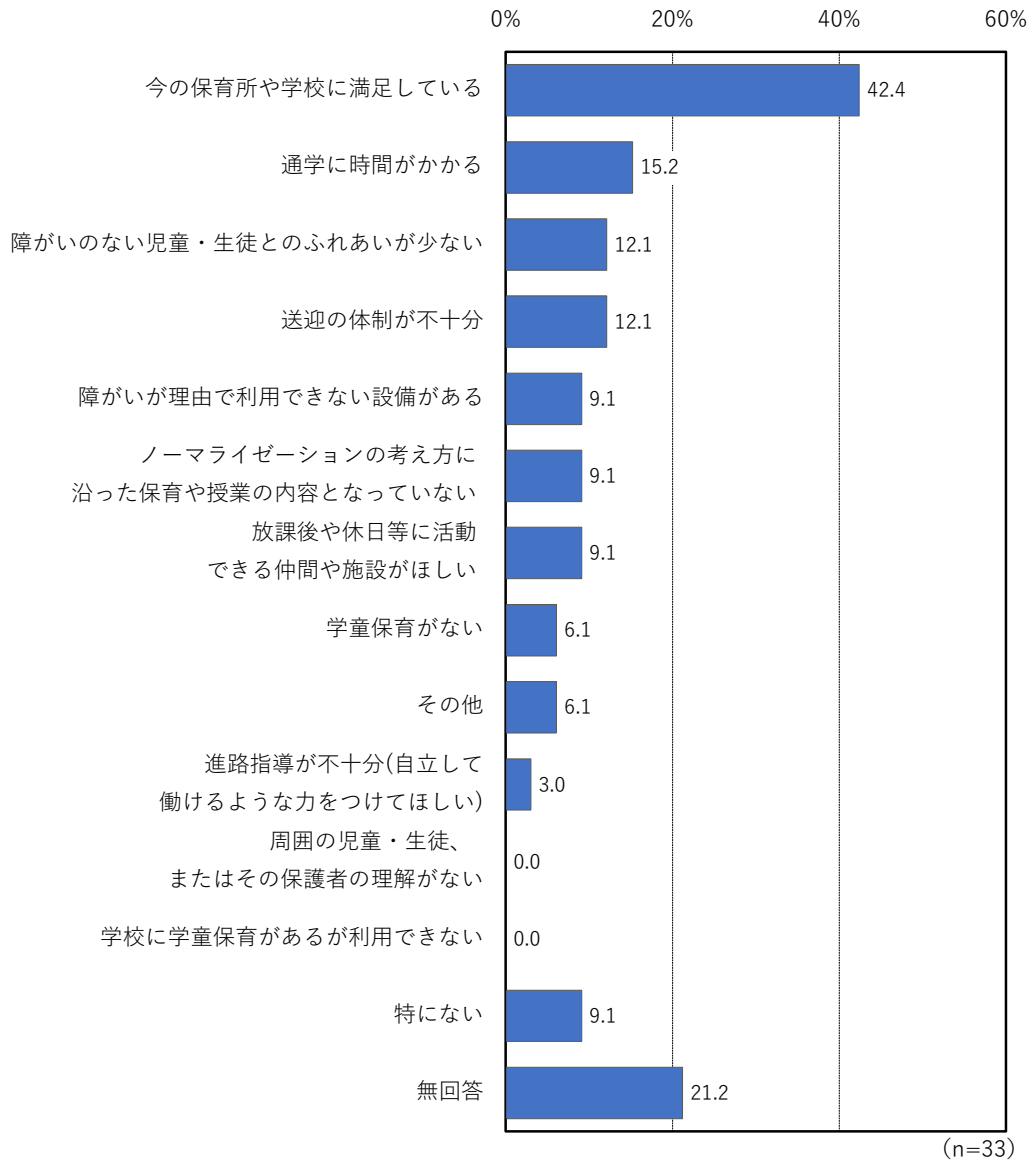
- 障がいの多様化や内容の複雑化、発達障がい等への支援など、障がいのある子どもとその保護者の保育・教育に対するニーズは多様化しており、保育・教育内容や学校教育現場での指導体制の充実が求められています。
- 教育においては、障がいの有無にかかわらず、すべての子ども一人ひとりのニーズに合った方法で学習をしていけるように支援する特別支援教育が行われています。障がいがあるなどの理由で特別な支援を必要とする子どもの支援については、ライフステージに応じて福祉・医療等の関係機関と連携を取りながら教育的支援を行っています。
- アンケート調査では、保育所や学校への入所・入学時の進路について、54.5%が「選択できる」（「希望どおりに選択できる」と「どちらかといえば選択できる」の合計）と回答している一方、21.2%は「進路の選択は難しい」と回答しています。また、「今の保育所や学校に満足している」と感じている障がいのある子どもの保護者が42.4%にのぼる一方、「障がいのない児童・生徒とのふれあいが少ない」、「ノーマライゼーションの考え方に沿った保育や授業の内容となっていない」、「進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけてほしい)」といった、保育所・学校等又は保育士・教職員の意識や考え方に対して不満を感じている保護者も一定数います。
- 関係団体調査では、「通級による指導を希望している生徒が増加傾向にあるが、担当者を十分に配置できていない」、「いろいろな障がい種別に対応しなければならないため、専門性を高めるための研修の機会が必要」といった意見があり、今後、質・量共に充実を図る必要があります。
- 関係団体調査では、「障がいによって生じている児童の様々な問題行動への対応において、保護者の障がいに対する理解が進まぬうちに、対応がより困難になるケースがある」という意見もあります。
- 令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。本市では、医療的ケアが必要な子ども及びその家族に必要な情報やサービスを提供できるように、障がい福祉担当課及び母子保健担当課に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置しています。今後も、医療的ケアが必要な子どもが、日常生活において医療的ケアやその他の必要な支援を受けることができるよう、医療・保健・福祉・教育の連携を強化して相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 今後も、特別な支援が必要な子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、希望する進路に進むことができるよう、保育士・教職員の障がいに対する理解や指導力の向上を図るとともに、関係機関との連携のもと、保育・教育環境の充実を図ることが必要とされています。

■進路の選択について（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■通所・通学して感じていること（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい児保育の推進

市内の各保育所において、家庭や関係機関と連携しながら、一人ひとりの障がいの種類や程度に応じた保育を推進します。また、浜田市巡回訪問事業等の市独自の支援により、各保育所の負担軽減を図り、受入れの促進に努めます。

② 就学指導の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、障がいに応じた適切な教育を受けることができるように、保護者に対する就学に関する相談支援を充実します。また、就学前の療育から教育へと一貫した支援が行えるように、情報交換や協力体制づくりを推進し、保健・医療・療育・教育の各分野の連携を強化するとともに、適切な対応ができるような人材育成と資質向上を図ります。

③ 教育相談の充実

子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるように、保育所・幼稚園等巡回訪問、就学に向けた助言等を行うとともに、障がいのある児童・生徒、その保護者に対して、十分な情報の提供を行い、医療・教育等の関係者が連携し、相談支援体制の充実を図ります。

④ 特別支援教育の推進

年齢や能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるように、各小学校・中学校において、特別支援教育に関する校内委員会や校内における特別支援教育コーディネーターを配置し、特別支援教育体制の整備を推進します。また、特別な支援が必要な子ども一人ひとりに応じた多様な学びの場を確保し、インクルーシブ教育の実現を目指します。

⑤ 教職員の資質の向上

教職員に対して、特別支援教育に関する各種研修への参加を促進し、教職員の指導力や専門性の向上を図ります。また、医療・教育等関係者による教職員への相談支援を推進します。

⑥ 障がい児通所サービスの充実

発達支援を必要とする障がいのある子どものニーズに的確に対応できるよう、支援の質の向上を図ります。また、新たにサービスの利用を希望する障がいのある子どもが、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう必要量の確保を図るとともに、個々の特性に応じた支援が提案できるよう障がい児相談支援についても研修会を実施するなど、質の向上を図ります。

⑦ 進路指導の充実

学校、行政、公共職業安定所、浜田障害者就業・生活支援センターレント、企業等の連携を強化し、障がいのある子どもの能力や希望に応じた進路指導を推進します。

⑧ 学校生活におけるバリアフリーの推進

障がいのある子どもの学習環境を整えるため、施設のバリアフリー化に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが共に学び、交流できる機会を設け、児童・生徒同士の心理的バリアの解消を図ります。

⑨ 医療的ケアが必要な子どもへの支援

医療的ケアが必要な子ども及びその家族が、地域で安心して生活を営むことができるように、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携して相談支援体制を強化し、必要なサービスを必要なだけ受けることができるようサービス提供体制の整備を推進します。

(3) 生涯学習

現状と課題

- 障がいのある人が、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加することは、心身の発達や健康・体力の保持増進、さらには障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るために重要であり、障がいのある人の生涯学習を推進することが必要です。
- 障がいのある人がレクリエーションや文化活動に参加することは、地域住民との交流にもつながり、障がい及び障がいのある人への理解を深める機会としても極めて重要です。
- 令和元年（2019年）6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。本市には、「島根県西部視聴覚障害者情報センター」が設置されており、点字図書、録音図書の貸し出しや各種文書の代読などのサービスが提供されています。読書は、教養や娯楽を得る手段だけでなく、教育や就労を支える重要な活動であることから、視覚障がいのある人等へサービス等の情報を周知する必要があります。
- 令和2年（2020年）7月には、「島根県障がい者文化芸術活動支援センター」が隣接する江津市に開設されました。障がいのある人の文化芸術活動への参加が促進され、展示やイベントを通じて地域住民との交流の場にもなることが期待されています。
- アンケート調査では、余暇時間の過ごし方について「テレビ・ビデオ」、「本・雑誌・新聞を読む」など、家庭内で1人で余暇時間を過ごす活動の割合が高くなっており、障がいのある人の社会参加が進んでいるとは言えない状況にあります。これは、障がいのある人の外出が困難なことも背景にあると思われ、アンケート調査でも「介助者がいないと外出できない」、「公共交通機関の利用が不便」といった回答の割合が高くなっています。
- 障がいのある人の生涯学習を推進するには、どのようなスポーツ活動や文化芸術活動が求められているのか、どのような支援を必要としているかを把握し、ニーズに応じた支援を行う必要があります。

■余暇時間の過ごし方（身体・知的障がいのある人）

(%)	本を・読む雑誌・新聞	学習・研究活動	テレビ・ビデオ	ラジオ	D音楽鑑賞（CDなど）	映画・音楽会	スポーツ活動	スポーツ観戦	パソコンやスマホ	カラオケ
全体 (n=941)	34.0	1.7	65.4	5.8	7.7	2.3	3.8	3.3	10.5	1.7
身体障がいのある人 (n=802)	35.3	1.9	65.6	6.0	6.1	2.2	3.2	3.7	9.4	1.9
知的障がいのある人 (n=125)	27.2	0.8	71.2	2.4	25.6	4.0	5.6	1.6	19.2	3.2

(%)	囲碁・将棋など	ゲームなど	家族とのんびり	友達や仲間とのんびり	買い物や飲食など	旅行・ドライブ	ボランティア	その他	特になし	無回答
全体 (n=941)	12.8	4.0	16.2	10.4	13.9	5.4	1.7	6.7	4.5	10.4
身体障がいのある人 (n=802)	14.0	3.4	14.8	10.3	13.1	5.0	2.0	6.9	4.7	10.0
知的障がいのある人 (n=125)	6.4	11.2	25.6	8.8	24.8	7.2	0.0	6.4	3.2	4.8

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① スポーツ教室等の開催

市内団体が実施する水泳、スケート教室など、障がいのある人を対象としたスポーツ教室、浜田市障がい者スポーツ大会の開催を支援するとともに、参加者のニーズを反映した事業を展開し、障がいのある人のスポーツ活動への参加拡大を図ります。

② 文化芸術活動の推進

障がいのある人や団体による作品展の開催など、文化芸術活動への取組を支援します。障がいのある人が市内で開催される講演会や芸術鑑賞等に参加しやすくなるように、手話通訳研修等の周知を行って養成研修参加者を増加させ、手話通訳者派遣の安定化を図るなど、障がいのある人が地域の中で文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

③ 団体への活動支援

障がい者団体が取り組む活動の情報発信を行い、団体への加入促進、活動への理解や行事への参加を促進します。団体の主体性を尊重しながら、活動を支援します。

④ 余暇活動の充実

障がいのある人の地域生活が豊かなものとなるよう、各種活動の情報提供やそれらの活動に参加するための移動への支援制度について周知し、余暇活動への参加を促します。

(4) 情報・コミュニケーション

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が、必要とする障がい福祉サービスや各種制度に関する幅広い情報を得ることができ、支援者等とのコミュニケーションを円滑にとることが可能となるように支援することが求められています。また、障がい福祉サービスに関して、分かりやすくかつ障がい特性に配慮した総合的な情報提供の実施が必要とされています。
- 本市では、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人それぞれについて、利用できるサービスをまとめたパンフレットを作成し、情報提供を行っています。また、手話通訳者を社会福祉協議会に委託して配置するとともに、必要に応じて派遣しています。令和3年(2021年)1月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、タブレットを用いて遠隔で手話通訳サービスを提供する遠隔手話サービスも開始しました。
- 消防本部への緊急通報については、聴覚障がい、音声又は言語機能障がいのある人を対象に、事前登録をしておけばスマートフォン等を通じて音声電話によらずに緊急通報ができるシステムを令和4年(2022年)1月に導入しています。
- 令和4年(2022年)5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ³・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。この法律に基づき、すべての障がいのある人が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するために、その必要な情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が可能となるよう施策を推進する必要があります。
- アンケート調査では、サービスに関する情報の入手先について、知的障がいのある人は、「サービスを受けているところの職員」(37.6%)や「障がい者相談支援事業所」(31.2%)といった回答が多くなっており、「人」から情報を得る機会が多いことが分かります。また、身体障がいのある人は「市の広報紙」(25.7%)と回答した割合が高くなっており、「もの」から情報を得る機会が多いことが分かります。効果的に情報を発信するためにも、障がい種別ごとに情報入手先の特徴を把握する必要があります。

³ 情報アクセシビリティ：情報通信機器、ソフトウェア及びこれらによって実現されるサービスを支障なく操作又は利用できる機能を備えることにより、障がいのある人等が円滑に情報を取得及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにすること。

■サービスに関する情報の入手先（身体・知的障がいのある人）

(%)	障がい者（児）の団体	雑誌・テレビ・ラジオ・新聞・	市の広報紙	家族・親戚	友人・知人	保育所・幼稚園・学校	いわみーる	病院	市役所の福祉担当課	サービスの職員を受けていると	保健師	社会福祉協議会
全体 (n=941)	2.3	15.3	22.7	23.2	11.7	1.2	0.6	14.0	13.9	21.7	1.4	6.2
身体障がいのある人 (n=802)	1.7	16.5	25.7	24.6	12.5	0.1	0.5	14.7	14.5	20.1	1.5	6.5
知的障がいのある人 (n=125)	9.6	8.8	6.4	14.4	7.2	8.0	2.4	10.4	12.8	37.6	0.8	4.0

※障がい者相談支援事業所…陽だまり、びゅあサポート、らいふ、あかり、結い、Luce、玄季な夢来、えみふる、こくぶ学園、MYPLAN、リベる

(%)	地域生活支援センター	障がい者相談支援事業所	障害者（就業・生活支援センター）（レント）	発達障害者支援センター（ウイインド）	民生委員・児童委員	身体障がい者・知的障がい者相談員	ホームヘルパー	インターネット	特にない	その他	無回答
全体 (n=941)	3.3	5.5	2.7	1.2	2.6	1.1	5.3	3.9	12.5	3.5	17.5
身体障がいのある人 (n=802)	3.0	2.5	0.9	0.1	3.0	0.9	5.4	3.7	11.8	3.5	17.7
知的障がいのある人 (n=125)	4.8	31.2	15.2	8.8	0.8	3.2	3.2	4.8	12.0	4.8	9.6

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 各種広報媒体の活用

「広報はまだ」、ホームページ、ケーブルテレビ、パンフレット等の各種広報媒体を活用して、障がい者施策に関する情報を、分かりやすく伝えることができるように内容の充実をめめます。情報を提供する際には、障がいのある人の利用が多い広報媒体を重点的に活用します。

② 障がいの特性に配慮した情報伝達の推進

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人が障がいのない人と同様にあらゆる情報を取得できるようにするため、障がいの種類や程度に応じた取得手段を提供できるよう環境の整備を推進します。

障がいのある人が、円滑に情報を取得することができるように手話通訳者を配置するとともに、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣や、点字・録音等の支援を行うなど、それぞれの障がいに応じた支援ができるよう、利用者のニーズの把握と情報伝達の充実を図ります。

また、災害時等の緊急時に障がいのある人の安全を確保するため、必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるように支援の仕組みの構築を図ります。

③ インターネットを活用した情報取得支援の推進

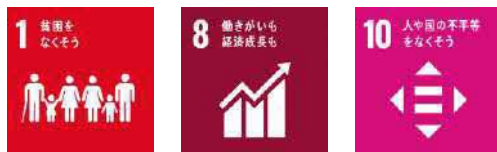
市のホームページから障がい者施策に関する情報を取得できるように、ホームページの内容充実を図ります。また、情報の掲載に当たっては、総務省が示しているウェブアクセシビリティ基準に対応した運用管理を行い、バリアフリーなウェブサイトを目指します。

④ 在宅における社会参加支援の推進

重度の障がいのある人などが、在宅でも社会と関わっていけるように、インターネット等を活用した社会参加のための支援に努めます。また、視覚障がいのある人が情報を把握しやすいインフラの構築を推進するため、島根県西部視聴覚障害者情報センターと連携して取り組みます。

4 障がいのある人の自立の支援

【関連する SDGs の開発目標】

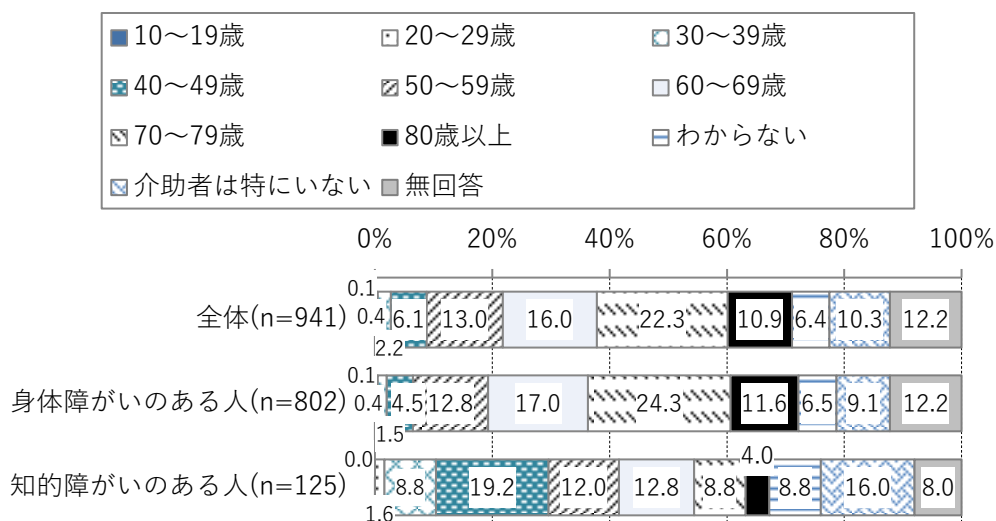


(1) 自立への支援

現状と課題

- 障がいのある人が、自らの意思決定に基づいて主体的に生活を営み、自身の能力を社会活動で活かすことは当然の権利であり、自立へ向けた支援が必要とされています。
- アンケート調査では、主な介助者の年齢について、約半数の49.2%が60歳以上と回答しており、介助者の高齢化が顕著となっています。介助者が亡くなった後も、障がいのある人が生活支援や財産管理などの必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する必要があります。
- アンケート調査では、現在の生活で困っていることや不安に思っていることについて、「生活に十分な収入が得られない」、「家族など介護者の健康状態が不安」、「一人での外出が不安」などの回答が上位にあり、自立した生活を送る上で不安を抱えている人が多いことが分かります。

■主な介助者の年齢（身体・知的障がいのある人）



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること

(%)	いを身 しての 回りの 介助や 支えな い	親友・ 友人が いない	活結 婚で 続け られ ない、 結 婚 生	し一 人暮 らし な ので さ み	働 く と こ ろ が な い	ら生 活に 充 分 な 収 入 が 得 ら れ な い	い趣 味 や 楽 し み を 持 て な い	な生 活を する う え で 必 要 な 情 報 を 得 ら れ な い	信自 分の 健 康 や 体 力 に 自 信 が な い	が生 きる 目 的 ・ 生 き が い づ つ か ら な い	状家 態族 がな ど 介 護 者 の 健 康
全体 (n=1,025)	5.0	7.1	2.6	7.0	3.7	14.2	6.2	1.8	38.0	6.4	20.0
身体障がいのある人 (n=810)	4.7	4.9	1.1	7.4	3.3	12.5	6.3	1.5	40.6	6.0	20.4
知的障がいのある人 (n=128)	1.6	12.5	6.3	1.6	2.3	14.1	4.7	1.6	17.2	2.3	25.8
精神障がいのある人 (n=98)	10.2	19.4	13.3	11.2	9.2	32.7	8.2	4.1	41.8	19.4	20.4

(%)	一 人 で の 外 出 が 不 安	交 通 機 関 の 利 用 が 不 便	が街 中 や 交 通 機 関 で 案 内 が わ か り づ ら い	日 中 の 居 場 所 が な い	不 安 同 居 の 家 族 と の 関 係 が	安 隣 人 な ど の 関 係 が 不	な療 養 サ ー ビ ス が ・ 福 祉 ・ 医	かど う ま た は 不 安 施 設 が あ る ま	ない 特 に 困 っ て い る こ と は	そ の 他	無 回 答
全体 (n=1,025)	19.0	20.0	3.1	1.0	4.2	3.3	1.5	13.9	20.9	3.6	9.5
身体障がいのある人 (n=810)	19.5	21.4	2.7	1.1	4.0	2.5	1.4	12.0	21.1	2.8	9.0
知的障がいのある人 (n=128)	18.8	14.1	6.3	1.6	4.7	5.5	3.1	23.4	27.3	7.0	8.6
精神障がいのある人 (n=98)	16.3	15.3	4.1	1.0	6.1	8.2	2.0	22.4	9.2	13.3	10.2

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 障がい福祉サービスにおける支援の推進

日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るための「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対しては「就労移行支援」、を、一般企業への就労が困難な人に対しては働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」を推進し、継続的な就労支援を行います。

② 自立生活援助等の利用支援

障がいのある人が安心して住み慣れた地域で自分らしく一人でも生活することができるよう、定期的な巡回訪問や相談等の支援を行う「自立生活援助」等の利用を推進します。

③ 特別支援学校卒業後の進路先の確保

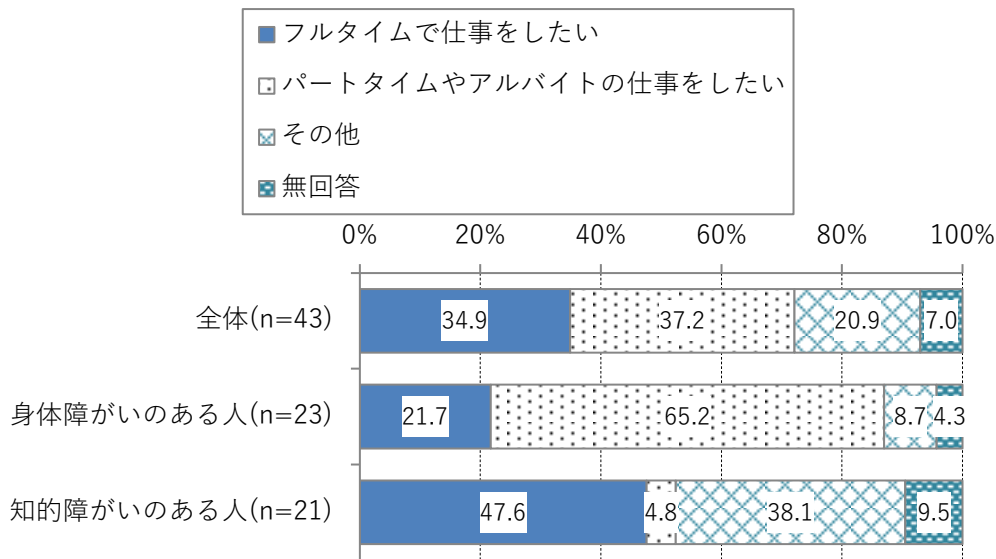
生活介護事業所や就労継続支援事業所と就労移行支援事業所、地域活動支援センター、相談支援事業所等が連携して、特別支援学校を卒業する人などの個々の利用者のニーズに合った訓練や就労の場、余暇活動の場などの提供を連続して行えるよう、浜田圏域自立支援協議会の中で調整、連携を図っていきます。

(2) 雇用・就労

現状と課題

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、就労の場を確保することが重要な柱となります。
- 国では平成 25 年（2013 年）に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、官公庁における物品や役務等を障がい福祉サービス事業所等に優先的に発注、拡大するよう努めることが示されており、本市においても、同年度から「浜田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定しています。
- 平成 28 年（2016 年）4 月には、「障害者雇用促進法」が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務など職場環境の整備が進められました。また、平成 30 年（2018 年）4 月からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるようになり、障がいのある人の就業促進への取組が一層重要となっています。
- アンケート調査では、学校へ通ったり、仕事を探したりしている身体・知的障がいのある人の 72.1%が、フルタイムやパートタイム、アルバイトで仕事をしたいと回答しており、就労に対する意欲の高さがうかがえます。一方、既にフルタイムやパートタイム、アルバイトで仕事をしている身体・知的障がいのある人の 46.6%が働くときに何らかの不安や困り事があると回答しており、その内訳は、収入面や健康面、人間関係の問題が多くなっています。
- アンケート調査では、知的障がいのある人について、就労継続支援（A 型・B 型）で仕事をしていると回答した割合は 56.1%となっています。また、知的障がいのある人で仕事をしていない人についても、33.3%が就労希望先として就労継続支援（A 型・B 型）を挙げており、今後もサービスの質・量の充実を図る必要があります。
- 関係団体調査では、障がいのある人の就労について、「事業所の障がいに対する理解が不足している」との意見もあります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受け、受注や売上が下がったため、本来のサービスが提供できないなどの影響が出ているといった意見が多数ありました。
- 障がいのある人の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化を図るとともに、職場や従業員が障がいのある人を理解する必要があります。特に、仕事内容や勤務条件の多様化については企業の理解と協力に負うところが大きいこともあり、企業に対して理解の促進を働きかけていくことが大切です。障がいのある人が、希望する仕事に就いて働き続けられる社会をつくるために、社会全体で労働環境を整備し、意識を高めていく必要があります。

■学校へ通ったり、仕事を探したりしている人が希望する就労形態
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書 (令和3年度 (2021年度))

■既に働いている人が仕事で感じている不安や困り事 (身体・知的障がいのある人)

(%)	収入が少ない	働く時間が長い	難しい体調を維持するのが	職場の設備が不便(トイレ)	交通手段がなく、通勤が	仕事を教えてくれる人が	困った時に相談できる人	障がいに対する職場の理
全体 (n=148)	23.0	4.7	18.2	5.4	4.7	0.0	4.7	6.1
身体障がいのある人 (n=108)	23.1	3.7	21.3	4.6	1.9	0.0	3.7	5.6
知的障がいのある人 (n=41)	24.4	7.3	12.2	4.9	9.8	0.0	9.8	7.3

(%)	仕事面で認めてもらえない	人間関係がうまくいかな	仕事の内容が自分にあわ	やりがいを感じられない	特に困っていることはな	その他	無回答
全体 (n=148)	2.0	9.5	3.4	6.1	41.9	2.7	11.5
身体障がいのある人 (n=108)	1.9	4.6	0.9	3.7	46.3	1.9	12.0
知的障がいのある人 (n=41)	2.4	24.4	9.8	9.8	26.8	4.9	14.6

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書 (令和3年度 (2021年度))

施策の方向

① 「障害者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。今後も、関係機関と連携しながら、「広報はまだ」やホームページを通じた啓発を図ります。

② 各種支援制度の普及・啓発

公共職業安定所との連携のもと、企業に対して障がいのある人の雇用促進や各種支援制度の周知と活用の促進を図ります。

③ 相談・助言体制の充実

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、障がいのある人の就職前から就職後の支援まで、一貫した適切な相談・助言を行います。また、企業に対して、障がいのある人の雇用に関する相談支援、雇用の確保に向けた協力体制の構築を行います。

④ 雇用の機会の場の提供

公共職業安定所や浜田障害者就業・生活支援センター、障がい福祉サービス事業所などの関係機関との連携を図り、委託訓練制度や障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）、職場適応訓練を活用することで、多様な就労の場の確保、雇用の促進に努めます。また、市役所において、障がいのある人の優先雇用等に努めます。

⑤ 職場への定着支援

浜田障害者就業・生活支援センターと連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）等を活用し、障がいのある人の職場適応への必要な助言等を行い、職場への定着を支援します。また、障がいのある人が、就職した後も、長く安心して働くことができるように「就労定着支援」の利用を促進します。さらに、就職後の職場定着率向上のため、浜田障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等と連携を図り、障がいのある人の職場定着に向けて支援します。

⑥ 関係機関の連携の強化

浜田障害者就業・生活支援センターを中心として、サービス事業所、公共職業安定所、企業、その他市内の福祉・労働・教育等の関係機関による就労支援ネットワークを活かし、関係機関の連携を強化していきます。

⑦ 浜田市障がい者就労施設等からの物品等の調達の強化

「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めます。

5 安全・安心な福祉のまちづくりの実現

【関連する SDGs の開発目標】

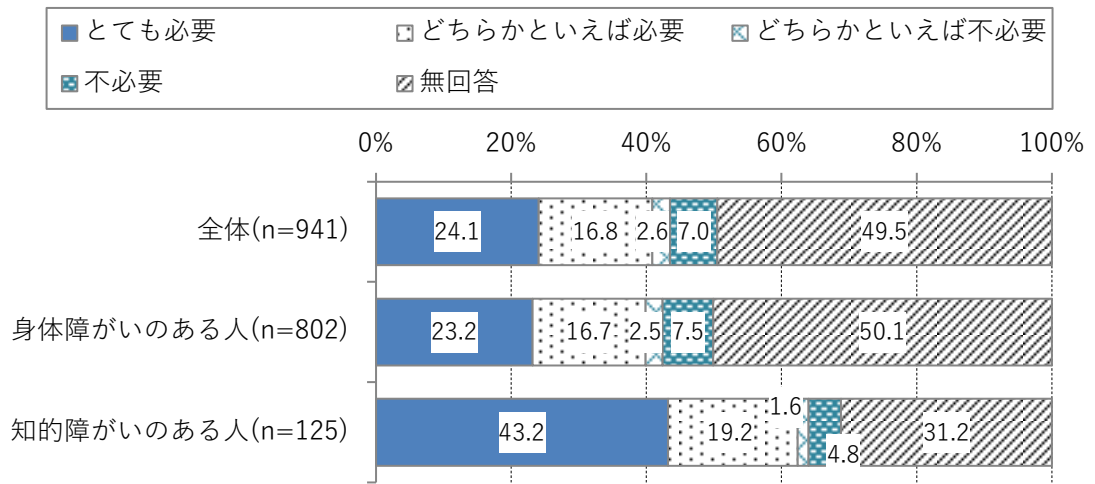


(1) 生活環境

現状と課題

- 障がいのある人や高齢者が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人において、安全性、利便性、快適性が確保されていることとなります。したがって、そのような生活環境を整備することが求められています。
- 本市では、公共施設等のバリアフリーについて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、国・県と一体となった取組を進めていますが、今後も公共施設等の大規模改修や更新の際は、利用者の性別、年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるようユニバーサルデザインに対応する必要があります。
- アンケート調査では、道路や公共交通など通勤時におけるバリアの解消が必要と考えている人は 40.9%（「とても必要」と「どちらかといえば必要」の合計）となっており、不必要と考えている人の 9.6%（「不必要」と「どちらかといえば不必要」の合計）を大きく上回っています。
- アンケート調査では、将来の生活の場について、「今のまま生活したい」と考えている人が最も多くなっているものの、グループホームの利用者が将来は家を借りたいと考えていたり、自宅に住んでいる人が将来はグループホーム等を利用したいと考えていたり、現状と異なる生活を希望する回答も一定数あります。
- 関係団体調査では、「賃貸物件を所有する方々への障がいに対する理解促進が課題」との意見があり、障がいのある人の民間賃貸住宅への入居には未だ課題があることが分かります。
- 障がいのある人一人ひとりが、希望に応じた場所で自分らしい生活を営むためには、グループホームの充実や公営賃貸住宅への入居の促進、民間賃貸住宅への入居の円滑化など、様々な取組が必要とされています。

■通勤におけるバリア(道路や公共交通など)の解消の必要性
(身体・知的障がいのある人)



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 公共施設等の整備・改善

公共施設等の障がい者用トイレやエレベーター、スロープ等の設置・改善を進めるとともに、思いやり駐車場の確保に努めます。障がいのある人などが利用しやすいように、整備済みの施設や思いやり駐車場制度の周知に努めます。

公営住宅等については、バリアフリー化公営住宅の整備を図ります。

民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、条例に示された整備基準を遵守するように指導・助言を行います。

② 道路・移動環境等の整備

安全な歩行空間が確保できるように、歩道と車道の段差の解消や、路面の点字ブロックの修繕等、道路の維持管理に努めます。障がいのある人に限らず、すべての人にとって安全な道路・交通環境の整備、設備の改善を促進するためにユニバーサルデザイン化を推進します。

また、移動が安全かつ容易にできるように、低床バス（ノンステップバス）やリフト付きバス・タクシーの導入を働きかけます。あわせて、無人駅のバリアフリー化やホームの改築についての要請を行います。

③ 地域における住まいの確保

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援するため、住宅の確保に特に配慮を要する人に対して市営住宅の入居優遇等の配慮を行うとともに、賃貸住宅への円滑な入居ができるよう、浜田圏域自立支援協議会居住支援部会において、具体的な支援策を検討します。また、必要なグループホーム等の整備の支援や入所施設の確保に努めます。

④ 選挙等における配慮

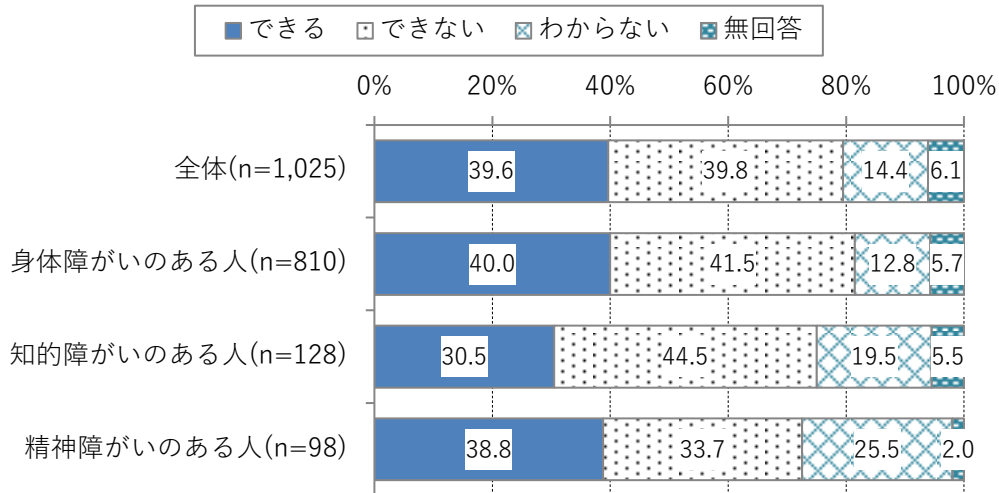
障がいのある人が、選挙等において円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備等の配慮を行います。

(2) 防犯・防災体制

現状と課題

- 防災については、東日本大震災以降も全国各地で地震、台風、線状降水帯による豪雨など、様々な自然災害による被害が後を絶たず、そのたびに障がいのある人の避難や、避難所での生活に関する支援等が課題として挙げられています。
- アンケート調査結果によると、災害時に一人で避難が「できない」、またはできるか「わからない」と回答した人の割合が54.2%となっています。また、避難する際に困ることとして、「避難場所までいけない」という回答が65.2%と最も多くなっています。
- アンケート調査では、災害が起きた時のための事前準備について、「準備していない」と回答した人の割合は69.0%となっており、多くの障がいのある人が不安を持ちながらも、具体的な行動ができていないことが分かります。
- 本市では、災害時の避難行動に支援が必要な障がいのある人や高齢者について、避難行動要支援者名簿の作成をするとともに、同意が得られた人については地域へ情報提供をし、個別計画の策定にも取り組んでいます。また、平成25年(2013年)には、障がいのある人及び支援者向けに、災害時のための準備品や避難所の場所、避難所での生活の注意点などを掲載した「障がいのある方の防災マニュアル」を策定しました。
- 障がいのある人及びその家族が、その障がいのために避難ができないような状況が生じないように、避難行動の支援を行うとともに、障がい特性に応じた配慮ができるよう避難所の設備や運営方法について検討し、災害時の避難支援体制を確立していくことが必要です。
- 障がいのある人を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がいのある人自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることができるよう広報・啓発活動が必要です。また、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

■災害時に一人で避難できるか



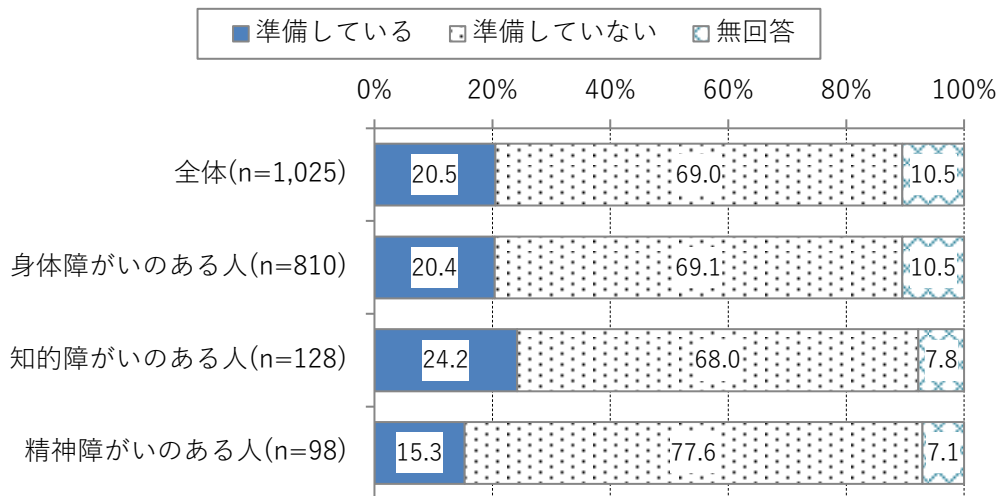
障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■避難するのに困ること

(%)	難（避難場所や階段などが遠いなど、避難しにくい）	緊急時の介護者がいない	介護・病弱者がいない	介護・病弱者がいない	近隣の助けを求められない	法的・連絡の先がわからない	災害時の連絡手段が入手しにくい	その他	無回答
全体(n=408)	65.2	18.9	15.2	9.3	20.8	14.2	13.5	9.3	
身体障がいのある人(n=336)	69.3	21.1	16.7	8.9	19.3	13.4	11.3	9.2	
知的障がいのある人(n=57)	38.6	8.8	5.3	8.8	33.3	26.3	29.8	8.8	
精神障がいのある人(n=33)	48.5	6.1	3.0	21.2	21.2	15.2	39.4	3.0	

障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

■災害が起きたときのための事前準備状況



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和3年度（2021年度））

施策の方向

① 地域における防犯・防災体制の強化

防災訓練等を通じて障がいのある人を含め、地域住民の防災意識の向上を図ります。また、地域の実情に合った自主防災組織の設立促進や防災出前講座の開催を促進し、地域の防災体制の強化を図るとともに、関係機関との連携体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

② 緊急時における支援体制の整備

災害時要援護者支援制度により、避難行動要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の支援体制の整備を図るとともに、障がいのある人などの対象者に対して登録を勧奨し、制度利用者の増加を図ります。また、地域と連携して個別避難計画の作成を推進します。

災害時の避難所における障がいのある人への配慮等について、障がい特性に合わせた対応マニュアルを作成し、関係機関と連携しながら充実を図ります。障がいのある人などで特別な配慮を必要とする人のための福祉避難所は、多目的トイレなどが整備されたバリアフリー対応の市内 11 か所の施設に、一般の避難所とは別に開設します。

③ 消費生活トラブルの防止

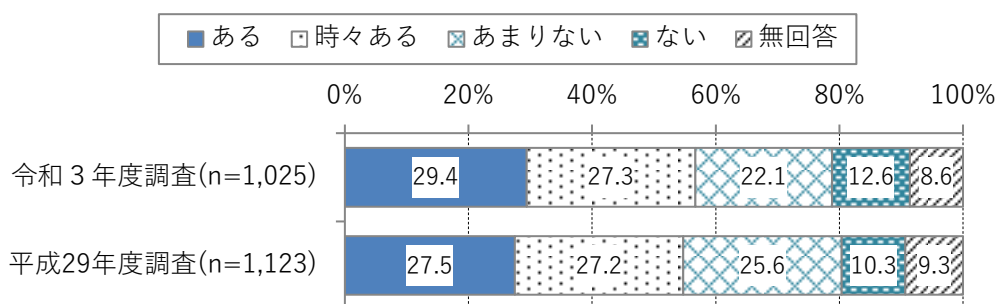
障がいのある人が消費者として不利益を受けることがないよう、消費生活センターと連携し、悪徳商法に関する情報提供や消費者教育に取り組むとともに、消費生活相談窓口を設置し、苦情等に対する相談の充実に努めます。また、「広報はまだ」及びケーブルテレビ、チラシ等を活用して、より一層の情報提供や消費者教育の取組を推進します。

(3) 地域福祉

現状と課題

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、日頃から地域住民の障がいに対する理解と支え合いが欠かせません。社会福祉協議会をはじめ、地域福祉活動を行う団体・機関とも連携しながら、福祉ボランティアを養成してボランティア活動を活性化するとともに、地域の見守り・声かけのネットワークを強化・充実することが重要です。
- 近年、核家族化の進展や個人の生活スタイルの変化により、地域での連帯関係が薄れつつあることから、助け合い、支え合いの地域づくりを進めることが必要となっています。また、障がいのある人を介護する家族の高齢化も進んでおり、「親亡き後の問題」も重要な課題となっています。
- アンケート調査では、障がいのある人の地域の人々との接する機会が、平成 29 年度（2017 年度）に比べて令和 3 年度（2021 年度）では減少しています。
- 関係団体調査では、「専門機関につないでいく仕組み等は整ってきたが、地域のゆるやかなつながり作りのために、社会教育施設（まちづくりセンター、NPO 法人、任意団体など）や、町内会などの中に、つなぎ手（キーパーソン）を育成する必要がある」という意見がありました。
- 地域の課題を解決していくためには、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について市民の関心を高めるとともに、住民同士の新たなつながり方を検討する必要があります。

■地域の人々と接する機会の頻度



障がい者計画に関するアンケート調査結果報告書（令和 3 年度（2021 年度）、平成 29 年度（2017 年度））

施策の方向

① 地域における見守りネットワークづくり

地域で生活している障がいのある人が安心して暮らしていけるように、地域共生社会の理念を浸透させ、民生児童委員や身体障がい者相談員、知的障がい者相談員等と連携しながら、地域において障がいのある人を見守り、ひきこもりや虐待の早期発見、災害時の援助など、必要な支援を行うネットワークづくりを推進します。また、「親亡き後の問題」といった課題についても、障がいのある人や家族に対して事前に様々な制度の周知を図り、安心して地域で生活できるよう支援を行います。

② ボランティア養成講座の開催

手話通訳・要約筆記等の障がい福祉に関するボランティアの養成講座を開催し、幅広い年代が参加できるような体制づくりを推進します。

③ ボランティア活動の活性化

ボランティアセンターと連携しながら、各ボランティア団体の交流や情報交換を促進するなど、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行います。

(4) 福祉サービス

現状と課題

- 障がいのある人やその家族が安心して暮らせるためには、必要なサービスを受けられる仕組みを構築するとともに、障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することが重要です。また、障がい福祉サービス等の質を向上させることも重要で、サービス提供事業所の従事者を育成するとともに、従事者だけでなく、支給決定に当たる市職員等の研修体制を強化する必要があります。
- 本市では、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じたサービスを提供するとともに、各種福祉手当の支給や各種助成制度を実施しています。
- 障がいのある人の高齢化に伴い、介護保険サービスへの円滑な移行のためには、障がい福祉サービス事業所と介護保険事業所との情報共有を図るなどの支援が必要です。

施策の方向

① 各種サービスの提供

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等、各種障がい福祉サービスを必要とする人が利用できるよう、各種相談窓口等を通じて、情報提供を図ります。

② 障がい福祉サービス等従事者の資質の向上への支援

サービスの利用者が必要に応じて適切なサービスが受けられるように、相談支援事業所を中心にケアマネジメントの質の向上とそのため的人的確保に努めます。また、障がい福祉サービスの質の向上を図るため、サービス提供者を対象とした各種養成研修について、受講の促進を図ります。

③ サービス支給決定の透明化

障がい支援区分の認定に当たっては、医師を含む各障がいに関する専門的な知見を有する複数の委員からなる審査会を開催し、適正に障がい支援区分の認定を行います。また、障がい者施策に係る市職員について、研修等の受講を促進し、資質の向上を図ります。

④ 各種福祉手当の支給

障がいのある人の所得保障のための障害基礎年金等の公的年金制度や、特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知徹底を図るとともに、これらの制度の適切な運用を進めます。

⑤ 各種助成制度等の実施

経済的な負担の軽減を図るため、バス・タクシー等運賃割引制度や医療費助成、市内公共施設利用料の減免など、制度の継続に努めます。

⑥ 介護保険サービスとの連携

障がいのある人が65歳以上になっても適切な介護保険サービスや障がい福祉サービスが受けられるよう、相談支援専門員と介護支援専門員の連携を強化するとともに、障がいのある人が65歳を迎えるまでに、各種制度の内容について案内を行います。

第4章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、「Plan（計画）→Do（実践）→Check（点検・評価）→Action（改善）」のPDCAサイクルに沿って、各事業の数値目標に対する達成状況及び進捗状況等について調査・分析し、それぞれの状況を的確に評価し、計画の見直し等、施策に反映させていきます。

計画の達成状況の点検及び評価等の進行管理に当たっては、浜田市保健医療福祉協議会が各種施策の実施状況の把握・点検を行います。

2 市民参画の推進

障がいのある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、社会福祉協議会や民生児童委員、自治会、ボランティア団体等による支援や協力が重要となります。障がいのある人一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供するため、障がい福祉に係るボランティア団体の育成に努めるとともに、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携して施策を推進していきます。

また、浜田市では、平成30年（2018年）に「浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができるまちづくり条例」を制定し、施行しています。障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に安心して生きることができるまちの実現をめざします。

3 関係機関の連携

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境など様々な分野が関連しています。そのため、市内はもとより、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、障がいのある人一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

資料編

1 浜田市障がいのある人もない人も共に生きることができ るまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 不当な差別的取扱いの禁止（第8条・第9条）

第3章 合理的配慮の推進の取組（第10条・第11条）

第4章 差別等事案を解決するための仕組み（第12条—第20条）

第5章 雑則（第21条）

附則

全ての市民は、かけがえのない個人として尊重されるものであり、市民一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、その人らしく豊かに生きる権利を有している。

しかしながら、障がいのある人は、周囲の理解不足、誤解、偏見等により不利益な取扱いを受け、また、障がいに対する配慮が十分ではないために日常生活の様々な場面で生きづらさを感じる状況に置かれることがある。

このような状況を踏まえ、私たちには、障がいのある人に対する様々な障壁を取り除き、いかなる不当な差別的取扱いも無くす取組が求められている。

ここに、私たちは、障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して生きることができ
るまちの実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障がいを理解し、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすことに関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人も障がいのない人も共に安心して生きることができ
るまちの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(3) 合理的配慮 障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としていることが認識できる場合において、障がいのある人が障がいのない人（障がいのある人以外の者をいう。以下同じ。）と同等の権利の行使又は利益の享受ができるようにするため、その実施が過重な負担とならない範囲で、障がいのある人の意向を尊重しながら行う、必要かつ合理的な現状の変更又は調整をいう。

(4) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること又は合理的配慮を怠ることをいう。

(5) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(6) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 不当な差別的取扱いのない共生社会を実現するため、全ての人は等しく基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられなければならない。

2 社会全体で相互理解の推進と合理的配慮に取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが平等に参加できる社会を作らなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいのある人への不当な差別的取扱いを無くすための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
（事業者の責務）
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
（市民の責務）
- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
（財政上の措置）
- 第7条 市は、不当な差別的取扱いを無くすための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
第2章 不当な差別的取扱いの禁止
（不当な差別的取扱いの禁止）
- 第8条 何人も、障がいのある人、その家族等に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。
（相互理解の推進）
- 第9条 市、事業者及び市民は、不当な差別的取扱いを無くすため、障がい及び障がいのある人について相互に理解を深めなければならない。
2 市長及び教育委員会は、児童及び生徒が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための教育の重要性を認識し、その実施について相互に連携を図るものとする。
第3章 合理的配慮の推進の取組
（合理的配慮の推進の取組）
- 第10条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、合理的配慮をしなければならない。
（1）不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を供用する場合
（2）意思疎通を図る場合又は不特定多数の者に情報を提供する場合
（3）労働者の募集、採用又は労働条件を決定する場合
（4）教育を行う場合
（5）保育を行う場合
（6）療育を行う場合
（7）その他社会的障壁となつて、障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活に相当な制限を与えている場合
2 事業者は、前項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めなければならない。
3 市民は、第1項各号に掲げる場合には、合理的配慮をするよう努めるものとする。
（合理的配慮等の評価）
- 第11条 市は、この条例に基づく相互理解の推進及び合理的配慮の取組状況の評価を行わなければならない。
2 市長は、共生社会の実現に向け、障がい及び障がいのある人に対する理解を広げ、不当な差別的取扱いを無くすため市民の模範となる行為をしたと認める者を表彰することができる。
第4章 差別等事案を解決するための仕組み
（相談）
- 第12条 障がいのある人、その家族その他関係者は、市に対し、不当な差別的取扱いに該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）について、相談をすることができる。
2 市は、前項の相談があった場合は、必要に応じ、当該差別等事案に係る次に掲げる対応を行うものとする。
（1）事実の確認及び調査
（2）必要な助言及び情報提供
（3）関係者間の調整
（あっせんの申立て）
- 第13条 障がいのある人は、差別等事案がある場合は、市長に対し、当該差別等事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。
2 障がいのある人の家族その他関係者は、前項の規定による申し立てをすることができる。ただし、障がいのある人の意に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。
（調査）
- 第14条 市長は、前条の規定による申し立てがあった場合は、当該申し立てに係る事実について調査を行うものとする。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
（あっせん）

第 15 条 市長は、第 13 条の規定による申立てがあった場合は、浜田市障がい者差別解消推進委員会に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 浜田市障がい者差別解消推進委員会は、前項のあっせんを行うことの適否の判断を行う場合において、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、浜田市障がい者差別解消推進委員会があっせんを行うことが適当と認めた場合は、当該差別等事案に係る障がいのある人その他関係者に対し、あっせんを行うものとする。

(勧告)

第 16 条 市長は、前条第 3 項の規定によりあっせんを行った場合において、不当な差別的取扱いをしたと認められる者が、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合は、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(浜田市障がい者差別解消推進委員会の設置)

第 18 条 障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを無くすための取組を効果的かつ円滑に行うため、浜田市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 19 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第 15 条第 1 項の規定による諮問に応じ、差別等事案に係るあっせんの申立てについて調査審議し、市長に答申すること。

(2) 第 11 条第 2 項の規定による表彰に係る選考について、市長に意見を述べること。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項及び第 3 項に規定する事務に関すること。

(委員会の委員)

第 20 条 委員会の委員は、10 人以内とする。

2 委員は、障がいのある人、障がいのある人への不当な差別的取扱いに関し優れた識見を有する者その他の市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市保健医療福祉協議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市障がい者差別解消推進委員会委員	//	6,000 円
--------------------	----	---------

2 策定経過

日 程	経 過
令和3年(2021年) 11月26日(金)～ 12月23日(木)	○アンケート調査(手帳所持者対象)
令和4年(2022年) 6月22日(水)	○第1回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい者計画の見直しについて
6月16日(木)～ 7月8日(金)	○関係団体調査(障がい福祉サービス事業所等)
11月29日(火)	○第1回障がい者福祉専門部会 ・計画策定スケジュールについて ・アンケート調査の結果について ・浜田市障がい者計画(素案)について
12月15日(木)	○第2回障がい者福祉専門部会 ・浜田市障がい者計画(素案)について
12月27日(月)	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 ・浜田市障がい者計画(素案)について
令和5年(2023年) 1月5日(木)～ 2月3日(金)	○パブリックコメント

※「浜田市障がい者計画」に関連する部分のみ

3 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成 17 年 12 月 22 日
規則第 241 号
改正平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）第 3 条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第 2 条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前 3 条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平 20 規則 5 ・ 一部改正)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

(令和5年(2023年)3月現在)

所 属	職名等	氏 名	備考
浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
浜田市社会福祉協議会	会長	中島 良二	会長
島根県立大学	準教授	角 能	
リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
浜田江津歯科医師会	会長	長野 悦郎	
浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
浜田医療センター	院長	飯田 博	
浜田市民生児童委員協議会	理事	佐々木 喜弘	副会長
浜田市保育連盟	会長	山崎 央輝	
浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	布施 賢司	
浜田保健所	所長	村下 伯	
浜田警察署	生活安全課長	近江 隆允	
浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂	
浜田市校長会	会長	齋藤 祥文	
浜田地域協議会	委員	宮木 竜一	
金城地域協議会	委員	三浦 兼浩	
旭地域協議会	委員	大屋 美根子	
弥栄地域協議会	委員	三浦 寿紀	
三隅地域協議会	委員	松原 芳樹	

5 障がい者福祉専門部会委員名簿

(令和5年(2023年)3月現在)

所 属	職名等	氏 名	備考
浜田市身体障害者福祉協会	会 長	西田 正行	部会長
浜田市手をつなぐ育成会	副会長	小田 紀代美	
西川病院家族会 いわみ会	会 員	楨本 善子	
特定非営利活動法人 海	管理者	山本 剛志	
社会医療法人清和会 西川病院	せいわ地域連携室 室長代理	地主 礼	副部会長
浜田公共職業安定所	統括職業指導官	川上 豊	
浜田障害者就業・生活支援 センター レント	所 長	佐々木 秀樹	
島根県立浜田養護学校	教 諭	大前 晶子	
浜田保健所	健康増進課長	上野 里美	
浜田児童相談所	判定保護課長	花谷 慶子	
浜田市社会福祉協議会	地域福祉係長	田邨 真紀夫	
島根県西部視聴覚障害者情報 センター	所長	小松 京子	
地域生活支援センター らいふ	課長	濱村 洋介	
社会福祉法人 ひゅあ	管理者	宮家 瑞穂	
特定非営利活動法人 浜っ子作業所	所 長	沖田 和美	

浜田市障がい者計画

発行年月：令和5年（2023年）3月

発行・編集：発行・編集：浜田市 健康福祉部 地域福祉課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

Tel：0855-25-9322

Fax：0855-22-9733